

子供の心身の健康問題を考える学会誌

# 育療

21

2001.3

序にかえて.....1

《記念講演》

「子どもの心身の健やかな成長のために」 .....吉武香代子...2

## 特集

— 被虐待児 —

教育講演①

子どもの虐待とその周辺

—虐待は予防防止できるのか—.....松井一郎...19

教育講演②

被虐待児の保護と法律 .....影山秀人...25

『寄稿』

個の思いや動きを核とした教育課程.....深澤 修・棚田京子...37

『寄稿』

学習障害児への支援の工夫.....室岡 徳...53

・『育療』—既刊号の主な内容—.....35.36

・日本育療学会 会則 .....60

日本育療学会

明治・大正・昭和の病弱虚弱教育の歩み

# 日本病弱教育史

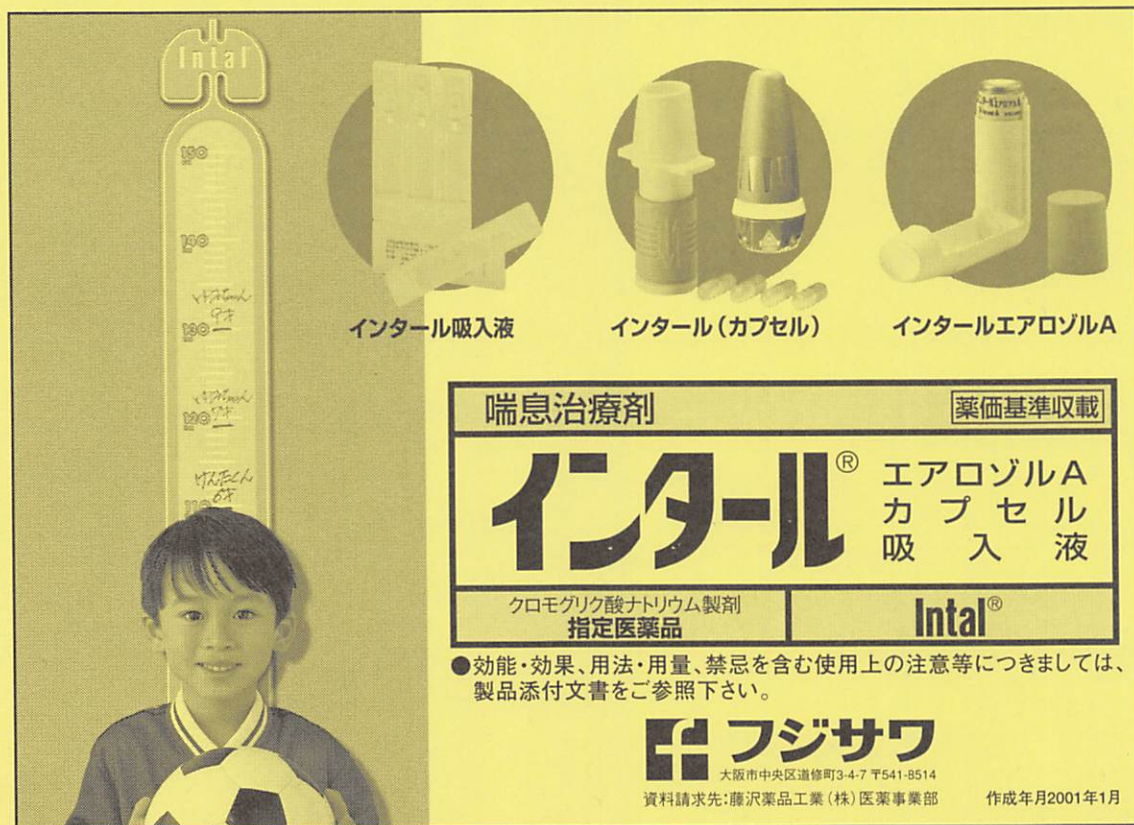
全国病弱虚弱教育研究連盟  
病弱教育史研究委員会編集

- 病弱虚弱教育史の調査研究としては、日本で初めての書。
- 全都道府県別の病弱虚弱教育の通史。
- 明治・大正・昭和にわたる、社会情勢、教育制度、医療制度や健康教育の実情の分る書。
- 推薦者

日本小児科学会会長・全日本中学校会会長  
全国養護教諭（都道府県）会長協議会会長  
全国特殊教育学校長会会長・日本特殊教育学会会長

教育・医療・看護・福祉等すべての関係者におすすめします!!

申込先 （書店では一切取扱っていません）  
〒233-0007 横浜市港南区大久保 2-35-1 小泉 勇  
☆頒布価格 3,000円（送料共）  
☆申し込みは ハガキで！お願いします。



Intal

インタール吸入液      インタール(カプセル)      インタールエアゾルA

喘息治療剤	薬価基準収載
<b>インタール<sup>®</sup></b>	エアゾルA カプセル 吸入液
クロモグリク酸ナトリウム製剤 指定医薬品	<b>Intal<sup>®</sup></b>

●効能・効果、用法・用量、禁忌を含む使用上の注意等につきましては、製品添付文書をご参照下さい。

**フジサワ**  
大阪市中央区道修町3-4-7 〒541-8514  
資料請求先: 藤沢薬品工業(株) 医薬事業部      作成年月2001年1月

## 序にかえて

— 学術集会、研修・研究会を振り返って —

第6回学術集会並びに研究・研修会を、昨年11月11～12日に開催しました。

今回は、「被虐待・被いじめ」「小児の生活習慣病」の二つの分科会で行いました。例年、会の運営についてご意見をいただき、二つのテーマについて何らかの形で皆さまに参加して頂く方法として教育講演と題したセッションを設けました。参加者全員に聞いていただいたわけで、それなりの評価がありました。ただ残念なのは誠に参加者が少なく、去年の半数でした。

日時の設定が不適當であったのか、広報のやり方に問題があったのか等、いろいろ考えさせられました。二つのテーマの設定は1年前のことでした。

虐待やいじめが次第に大きな問題になってきていました。具体的に教育の現場でも、「人権の問題という課題」として扱われるようになっていました。同時に、日々の指導における“人間性尊重”の問題でもあったわけです。しかし、問題解決のための論議や方策への手立ては、まだ一般的に現場では厚くは取り上げられてはいませんでした。本学会で一つのテーマとして研究・研修の対象にしたのは、そういう背景の中で問題提起をすることに意義があると考えたからです。

昨年5月24日付けで「児童虐待の防止等に関する法律」が公布されてから、にわかに虐待等の事件が新聞、テレビに報じられるようになりました。多くの人々が関心が深めて行ったことでした。学術集会から10日ほど経って、11月20日に、この法律は施行されました。その後、更に連日のように「悲惨な事件」として扱われているのは、虐待等が急増したわけではないのでしょうかが心痛むことです。ただ、この10年間で十倍以上になっていることは確かなことです（詳しくは本誌の中で再確認してください）。

一方、「小児の生活習慣病」は、腎臓病や気管支喘息など慢性疾患との関連で、現在の子どもの生活習慣から派生する疾患について、認識を新にしたいという思いで設定したものです。「小児の生活習慣病」というカテゴリーはまだ医学的に問題があるというようなご注意を頂きましたけれど、現実には子どもの中に「生活習慣病」と考えられる様相は少なくありません。姿勢の問題ひとつとっても、学校教育の場を含めて真剣に配慮しなければならない“成長過程での習慣”があるとと言われて久しいのに、具体的な対策や実践には未だ十分には至ってはいません。食習慣においては、更に問題が多いと言えます。

時間はその流れを止めないばかりでなく、時の流れは次々に社会の様相を変えて行くものだということを、今ほど痛烈に知らされることはないようです。『今日的課題』と私たちが気軽に使う言葉は、十分実践への足掛かりを見定めることなく、ただの想像だけに終わってしまいかねないということさえある流れです。一つの目標を見据えて、課題を追い続け研究し続けることの大切さをもう一度確認し合いたいと思います。

## 子どもの心身の健やかな成長のために

日本育療学会副会長

千葉大学名誉教授 吉武香代子

### 1. はじめに

ご紹介いただきました吉武でございます。過分なご紹介を頂きまして恐縮しております。小児の看護婦として、長い間働いてきた者としてご理解頂ければと思います。

昨日午後、虐待の分科会に参加して、いろいろな思いがありました。親があのようにになってしまわないように、小さい時から心身ともに健やかな成長をしているといいのだがと思いつつ聞いておりました。

子どもの健康を守る職業の人間として、子どもの心身の健やかな成長はどの職種にも共通の願いであると思っております。私は看護婦として、主として病気になってしまった子どもの世話をしてきました。けれど、私たち看護婦にとっての看護の対象は、常に“健康・不健康を問わず”という言葉で表されておりまして、決して病気の子どものみが対象ではないのです。病気の子どもたちが主な対象だと思われがちですけれど、本当は健やかな子どもの成長に大いに貢献したいと思っている職種であるとしてご理解頂きたいと思っております。

#### 1. 健康・不健康を問わず

ここにおいでになる皆様は、いろいろな職種の方のお集まりだと思っております。看護職の方は少なく、他の職種、特に学校の先生が多くいらっしゃるかと思いますけれど、どの職種であっても、子どもの健やかな成長を願うことに変わりはないものと思っております。ただ、学校の先生になられる方の教育の中には、子どもの成長発達の話が必ずしも多くは含まれていないように思うのです。私は大学

の教育学部に数年間籍を置いたことがありますが、教育職員免許法の規定の中には科目としての“子供の成長発達”は入っていませんように思います。現実には乳幼児の世話に携わる職業の方は、ここにはあまり多くはおられないかと思えますけれど、本日はどの職種がどのように子どもに関わるという話ではなく、子どもが健康に育つためにはどんな世話が必要かを、それぞれのお立場でご自分の中でお考え頂きながら、一緒に考えていきたいと思っております。小さい子どもは対象にしていない先生方も、学童も思春期もみんなそれぞれその発達段階を経て大きくなっているわけですし、今問題になっている17歳にしても、あるいは20歳になったばかりで覚醒剤をやって捕まったというあの青年も、みんな乳幼児期を経ているわけですので、関係ない話ではないと考えて頂ければありがたいと思っております。

さて、子どもが良く使う言葉ですが、健康であっても不健康であっても、子どもは必ず誰かの世話を受けなければ生きていくことができないのです。大人であれば、よほど病気が重くならない限り、誰の世話も受けなくて何とか耐えますが、子どもの場合には全く健康であっても、誰かの世話を受けなければ生きて行くことができない。その世話をする人が母親であることは、最も自然な形であり、最も幸せな状況であると思っております。

#### 2. 育児の主任者は母親

実は、今日お話しするこの題にかなり近い題で、看護婦さんだけを対象とした会合で話

をしたことがあります。その会合で私の前に講演をされた福祉関係の先生が「子どもは社会が育てる、母親だけではない」というようなことをおっしゃったのです。（それは、あくまでも解釈の問題だと思いますけれど）、私は、地域の中での様々な形での協力は必要だし、母親が賢い母親でいられるようにいろいろな形での支援は必要だと思いますが、子どもを育てるのはやはり家庭であり、母親が中心であると考えています。地域の中で子どもに関わる職種の方は沢山います。保母さんはその中心であると思いますし、学校で言えば養護教諭が主として健康に関わるし、小中学校の先生方も当然、子どもが健やかに育つためにいろんな意味で関わられているわけです。けれども、これらの関わる人達は、あくまでも母親の育児、或いは母親が子どもの成長を助ける過程を側面から援助する人であって、子どもを育てるのはやはり母親であり家庭である、という前提で考えていきたいと思っております。

大部分の子どもは家庭において、母親によって育てられると申しますと、時々反論をされる方があります。けれどそれは、母親の労働を否定しているのではなく、もちろん保育園の否定でもありません。私は、母親がフルタイムで働いていても、子どもを育てているのは母親であるという考えです。母親が働いているいないに拘わらず、原則として育児の主任者は母親である、という考え方をとっています。子どもにとっての幸せは、願わくは両親が揃っていて、両親が心身ともに健康であることだと思います。

このように申しますと、じゃあ親が健康でない子どもは幸せではないのか、と言われるかも知れませんが、私は今日は「健康に育つ一番大きなグループ、マジョリティ」の話をしていきますので、それから外れる人は不幸である、不健康であると決めつけるのではな

く、それらの人達は様々な意味でより多くの支え、援助を必要とする人であると解釈しています。あくまでも願わくはという言葉で一願わくは両親が揃っていること、両親が心身ともに健康であることが一番幸せであると申し上げたいと思います。

### 3. 母親を支える

健康な母親でいられるように周囲が助けることは必要だと思います。特に、母親の身体的な健康を支えるのは、看護婦として大いに必要なことだと思っております。身体的なことだけでなく、健康な賢い母親でいられるように支える――以前はよく教えるとか指導するとかいう言葉を使っておりましたけれど、現在は“支える”とか“助ける”とかいう言葉を私たちは使っております。母親が知らないから一方的に教えるというのではなく、支えること、助けることが私たちの役割であると思っております。そして、社会的なことを言うならば、賢い母親でいられるような様々な意味での環境を整えることが、社会の役割ではないかと思っております。世の中には、賢いとは言えない母親が少なからずいることも十分承知ですけれど、今回は例外的なところで問題を発見しようとか、問題を解決するにはどうしたらいいかなどを主としてお話するのではなく、問題を作り出さない環境をどうして作っていったらいいか、賢くない母親をどうして賢い母親の仲間に入れていったらいいか、ということを考えていきたいと思っております。

### 4. 父親の役割

母親、母親というと、父親はどうなっているんだといわれます。現在は父親の役割を非常に大きく出しており、去年でしたか「育児をしないものを父とは呼ばない」とかいう大きなポスターがあちこちに貼ってありました。

けれども家庭内における父親の役割について、はっきり申しますと“母親が2人いる”ような状況を作ってはいけないと私は考えています。母親が2人いるような状態で、2人で半分ずつおろおろするという愚かさを犯してはいけないと思っています。夫婦2人で責任を分かち合うことはとても大事ですが、それは半分ずつやろうという意味ではないと私は思っています。父親には父親の役割がある。父親はおむつを替える必要はないとか、ミルクを飲ませる必要はないとか言っているではありません。1回おきにおむつを代えることが父親の参加ではない、父親の役割ではない。むしろ父親は、育児をしている母親がさまざまな形で“支えられている”と感じるように支えていくことが最大の協力であると考えております。育児中の母親が安心して育児ができるように側面から支えることが父親の役割であって、母親と2人でおろおろすることが役割ではないと考えております。

## 5. 実母・姑の役割

それから、姑と実母の役割。母親を支える人として、姑の協力も実母の協力も大事です。特に母親が働いている場合には、この協力は不可欠であると考えております。けれども、実母も姑も求められた時にだけ手を差し伸べる存在であってほしいと私は考えております。俗な言葉でいう“大きなお世話”はむしろ有害ではないか、現在はむしろ両方の口の出し過ぎ、手の出し過ぎが問題になっていると考えております。時には、口を出さないことこそが最大の協力ということもあると考えています。それからもう一つ、多分同年代であろう姑と実母が争わないことこそが最大の協力と思う時もあります。このことにつきましてはまたあとでお話をしたいと思います。育児の主任者は母親であるということ―それはたとえ母親がフルタイムで働いていても、主

任者は母親であるということ―。その主任者の協力要請によって、母親の計画に従って任せられたところを分担するのが協力であって、母親に取って代わることは決して協力ではないと考えております。

地域が支えるということに対してはあまり深入りを致しませんが、様々な意味で母親が孤立無援ではなく、支えられていると感じることができるよう状況を作ることが大切と思っております。

## II. 妊娠・出産・新生児期

### 1. 妊娠は喜びをもって

さて、本論に入ります。子どもが幸せに育つためには、育児は妊娠中から始まる、女性が妊娠した時点から育児は始まると私は考えております。あくまでも象徴的な言い方ではありますが。

現在、子どもは授かるものではなく作るものだという考えが定着しているようですが、妊娠したことが分かった時点でまず、祝福されて生まれる子どもでありたいと思います。女性が妊娠に気付いた時に最初に感じる思いが、戸惑いではなく喜びであって欲しいと思うのです。最近、出来ちゃった結婚とか言葉がはやっておりますけれど、出来ちゃったでも最初の感情が喜びであれば、まあ順番がちょっと狂ってもいいのではないかと思います。けれど、それが戸惑いであったり、最悪の場合、この妊娠を継続するかしないかと再三迷った末に“やっぱり産むか”というような始まり方は、残念ながら幸せとは言えないのではと思います。私たちの職種はこのことについては専門的な知識を持っているわけですから、もし望まないのであれば生命が芽生えないようにする方法を、妊娠可能な年代の女性に教えていくことも必要と思っております。これは、先生方に直接関係する話かも知れませんが、妊娠可能な年齢の女子中学生に対し

でも、この知識を教えること。昔のように行為そのものをいけないという教育では通用なくなっていますから、好むと好まざるとに拘わらず一歩下がって、新しい生命を芽生えさせないための知識・技術を子どもたちに教えていく。本来は女の子だけではなく、その相手になる男の子に対しても教えることが、回り回って幸せな子どもの成長につながっていくと思っております。そして、芽生えた生命を早い時期に摘み取るようなことをしなくて済む状況を作りたいと思っています。そして、芽生えた生命は喜びを持って迎えられてほしいと思っています。

## 2. 妊婦の幸せは赤ちゃんの幸せ

さて、妊娠中の母親が幸せであるように支えることは、生まれてくる赤ちゃんの幸せに直接関係してきます。胎教などという言葉は古いですが、妊婦がとても幸せな状況でこの期間を過ごすか、それとも辛い苦しい、いやだなあと言う思いで過ごすかは、生まれてくる子どもの幸せに大いに影響すると考えております。安定した気持ちで出産の日を迎えられるように周囲で支えること、もちろん夫の協力が第一です。妊婦には誰かの支えが必要であり、それが夫であることが最も自然であり、幸せなことであるとは言ってもないことです。単に、力仕事を代行したり、ゴミ捨てに行ったりだけが協力ではありませんが、そうして妊婦を労ることももちろん協力です。

では、残念ながら夫の協力を得られない妊娠はどうしたらいいか――。今、様々な理由で父親を特定できない妊娠、あるいは父親は分かっているけれど公表できないという妊娠も増えていると聞いております。一度は真剣に愛し合った2人が、諸般の事情で子どもの誕生を迎える前に別れてしまったということであれば、やむを得ないことと思えますけれど、

はじめから父親は要らないという女性の主張のもとに子どもが世に送り出されていいのか、本当にそれでいいのだろうかとは考えています。

外国の話ですけれど、或る未熟児室を見学しました時に、ここの未熟児室に入れるのは“husband or partner”という言葉を使っておりました。日本だったらご主人か父親という表現だけだろうけれど、外国ではこういわないと父親を表現することにならないのかなと感じたことがあります。結婚しているに拘わらず、妊婦には特定の人の支えが必要であると、この際申し上げておきたいと思えます。

## 3. 妊婦から母親へ

さて赤ちゃんが生まれて、新生児という時期を迎えます。新生児の話は看護職以外の方はあまりお聞きになる機会がないかと思えますけれど、医学的な意味での安全な妊娠期間を過ごさせるのは、私たち看護職―医療職の役割です。安全な分娩―医学的な意味での母親と新生児の安全も医療職の役割になります。まず新生児が健康であることを確認し、新生児の安全を守り、非常に不安定な時期に赤ちゃんに異常が生じないように、あるいは異常が生じたらすぐ分かるように十分な観察をします。お母さんが赤ちゃんをととても幸せな気持ちで自分の子どもとして受け入れて、5日なり6日なりの（私はこれを指導者付き育児実習期間と呼んでいます）入院期間中にいろいろな形で赤ちゃんのお世話を学びます。母親としての新しい役割を自覚し、喜びをもって赤ちゃんを抱っこして、とても幸せな気持ちで家に帰るといふこと、これは子どもが健やかに成長することの第一歩だと思えます。もちろんお父さんがその側にいることは言うまでもないことです。

現在では、新生児と母親が早期に接触する

ことが強力に進められております。その早期というのも1日とか2日とかいうレベルではなく、何時間というレベルで早い時期に赤ちゃんとも母親が接触することを助けております。

#### 4. 新しい人生のスタート

お家へ帰った赤ちゃんとお母さんが安定した状況で産褥期を過ごすためには、必ず誰かによる支えが必要です。勿論、お父さんによる支えが必要ですが、普通の場合お父さんは働きに行って昼間はいない場合が多いわけですから。ここで姑もしくは実母による極めて実質的な意味での支えがあることは、母親の心身の安静と情緒の安定につながり、赤ちゃんの幸せにつながることであります。小林登先生は、このドウーラと呼ばれる、産婦を支える女性の存在を非常に強調されています。

さて、白紙で生まれた赤ちゃんです。私も新生児室でずらーっと並んでいる赤ちゃんを何度も見ていますが、この中から何千人に一人、何万人に一人犯罪者が出るなどとは思いたくないわけです。全くの白紙で生まれた赤ちゃんは、やがて家庭の色に染められていきます。染めるのは母親です。父親も関わりますけれど、何と云っても物理的に接触の一番長い母親が、母親の色に染めて行く。従って、両親の責任は重大であり、母親の責任はさらに重大です。愛情をあふれるほど持っていることはもちろん必要ですが、やはり正しい育児の知識や技術も必要になってきます。赤ちゃんも新しい人生なら、父親としての新しい人生、母親としての新しい人生でもあるわけです。私たちは、たまたま新しい人生のスタートを助けるのに一番近いところにいる職種であるといえると思います。

### III 乳児期

#### 1. 母親の安定、父親の協力

新生児期は分類上は4週間となっています

が、胎児から乳児への移行期は実際には1週間か10日くらいで、その後は乳児と呼ばれるようになります。まず、生後1年間は、与えられる、与えられるという時期です。母親側からすれば与える、与える、与えるという育児です。この時期にしつけは全く必要はなく、むしろこの時期からしつけを開始しようとするのは誤りであると思っています。この時期に十分に与えられること、愛されることによって、乳児は安定して育ちます。精神的にはもちろんのこと、物理的にも母親と密着した時期ですので、母親が安定した状況で育児を行うことが最も重要な時期です。母親が不安定であると、それはストレートに乳児に伝わります。赤ちゃんとも母親は目に見えない糸で繋がっているようなものだ、私はよく言います。その糸が一番短いのが乳児です。したがって、母親が安定した状況で育児に専念することが大切なわけです。母親の情緒の安定のために、父親の協力が必要なことは言うまでもないことです。父親の協力とは先程も申しましたように、母親が育児を楽しいと思う余裕を持たせることです。“育児って大変だ、夜も寝られない、おむつも洗わなければ”というように“大変”と思うよりは、いろいろあるけれど育児は楽しい、赤ちゃんって可愛いと思う余裕を持たせるように支えるのが父親の役割です。

私は先程、母親がフルタイムで働いていても一向にかまわないと申しましたが、せめてこの時期だけは母親が側にいて欲しいと思っています。その期間がどれだけの長さであるかは、人によって色々な言い方があります。母親がそう簡単に休めない仕事を持っていることもあるでしょうし、経済的な事情もある、いろいろある中で、母親と赤ちゃんがどうしても一緒にいて欲しいという最短の時間が、いわば産後6週間もしくは産後8週間の休暇であろうと思います。育児休業も、そのよう



うな考えから成り立っていると思われま

す。父親は母親の安定を助け、育児の手伝いをし、母親の疲労を軽減する役割をもちます。それから可能な限り、お母さんが大変な思いをしているのを一時的に解放してあげる役割もするという。もちろんそれは実母でも姑でもよく、“ちょっと赤ちゃんを見てあげるから遊びに行っていらっしゃい”というように必要だと思います。父親の役割は、必ずしも育児の半分を行うことではないと先程も申し上げました。

## 2. 育児の主任者はつねに1人

育児の主任者は母親であること、そして主任者は常に1人であること、ただし臨時の代行者は沢山存在していると思っています。家庭内でも地域でも、主任者の計画にしたがって育児の一部を代行する人です。母親がいる限り、フルタイムで働いていても、この主任者の位置を安易に誰かに譲るべきではないし、まして誰かがそれを奪い取ってはいけないということです。場合によっては、それを姑が奪い取ることがあります。実母が奪い取ることがあります。それが一番恐ろしいことだと私は思っています。

実母のところに“子どもが小学校に行くまでお願いします、私は面会に行きますから”というような形で、主任者そのものを交替してしまうことも絶対ないわけではありませんし、私の友人にも何人かおられますけれど、このような例外以外は母親が主任者であると考えております。

乳児期の母子関係を考えます場合に、とにかく母親と乳児は見えな一本の糸で繋がれている—それも生涯の中で最も短い糸で密着している。母親の情緒の安定はストレートに乳児の情緒の安定に繋がりが、母親の不安定はストレートに乳児の不安定に繋がります。身体症状が出る場合があります。一番よく見ら

れるのが不眠であり、落ち着いてミルクを飲まないこともあります。母親がすべて悪いというつもりはないですけど、この時期に母親に何かあったということが、後々、問題を起こした子どもの生育歴をさかのぼって調べた時、あまりにも多いのです。安定してほしい状態のときに母親が不安定な状態にあったという話が沢山あります。母親が安定していることがいかに重要であるかということを強調したいと思います。

## 3. 適切な栄養—母乳が一番

さて、実際の育児行動のことを申しますと、まず身体の発育を助けなければならない。とにかくこの1年間は体重が3倍になり身長が1.5倍になるという時期ですから、胎児期を除けば目に見える発育は一生の間で一番大きい時期です。したがって、適切な栄養を与えることは何が何でも必要なこととなります。今までは主として情緒の話をしていましたけれど、情緒だけでは生きていけません。適切な栄養には母乳が一番良い、そしてその母乳を続けることへの周りの様々な支えが必要です。そうかといって人工栄養に罪悪感を持つことはないわけで、何らかの事情でどうしても母乳を続けられない場合には、人工栄養で育てることも止むを得ません。ただし、赤ちゃんはミルクと一緒に愛情を飲むわけですから、必ず抱っこをして飲ませることは当然のことと思います。

先生方は育児中の女の先生たちを何人も見ていらっしゃると思いますが、かつては仕事を持っている母親が母乳で育てることは、6週間以後は不可能であると言われておりました。6週間というのは、赤ちゃんが何が何でも母乳が必要である最短期間です。その先は母乳以外が混ざっても、まあ許容の範囲といわれているわけですが、現在では、母乳を続けたいお母さんは、母乳を搾って冷凍して持

って行くこともできるし、勤務時間外に母乳を搾って、明日のために冷凍することも可能になっています。

#### 4. 赤ちゃんにも個性

さて、母乳であってもミルクであっても、それだけでは不足という時期に入って離乳食になるわけですが、姑や実母に対しては適切な説明が必要になる場合があります。というのは、姑や実母の世代と現在の離乳食の考え方は隔たりがあります。世代の違う人が同じ考えや同じ知識を持つことは、所詮は不可能ということで、やはり主任者は母親でなければならないのです。離乳の進行は皆が同じではなく、1人1人個別であり、まず小食の赤ちゃんとお食の赤ちゃんがいます。ミルクにしても標準量はありますけれど、それでは足りない赤ちゃんもいれば、80%くらい飲んだらもう要らないという赤ちゃんもいるわけで、皆が同じである必要はないわけです。

赤ちゃんの仕事は食べることと眠ることです。安定した眠りが必要です。これもまた母親の情緒が安定していますと、赤ちゃんの側にお母さんが添い寝しているだけで赤ちゃんはすーっと眠ってしまう。しかしお母さんがいらいらして、早く赤ちゃんを寝かせて夫婦ゲンカの続きをしなければなどと考えていますと、赤ちゃんにすぐ伝わっていつまでたっても寝ないという（私は看護婦として幾つも経験しておりますけれど）ことになります。

#### 5. 運動機能の発達を助ける

飲むこと、眠ることは赤ちゃんの主たる仕事ですが、運動機能も発達させていかなければなりません。これは、赤ちゃんに適度の刺激を与える――刺激過剰では赤ちゃんがいらいらしてしましますが、全くかまわないですーっと寝かせておいたりすると大変なことに

なります。赤ちゃんは俗に45日経つと笑うと言いますが、これは45日経つと突然、ニヤリと笑うわけではなくて、その前に目が見えているかいないか分からない状態でも、お母さんもお父さんも一生懸命子どもの前であやして、あやして45日くらいになると、標準ですと赤ちゃんがニコリという反応を見せるということなんです。まだ笑わないといって赤ちゃんを天井に向けて寝かせておくという意味ではないわけです。

さまざまな刺激を与える――乳児期前半ではまだ座りませんが、赤ちゃんを起こして後ろに布団などを置いて一生懸命座らせていると、標準といわれる時期になってやっと座る、やがて立つようになるわけです。

言葉もそうです。どうせ話したって分かりはしないといって何も話さなければ、反応はしないわけです。子どもは母親が話すことばをキャッチします。母国語とは良く言ったものです。父国語とは言わない、母親が話すことばをキャッチしていくわけです。最近、「お母さん、赤ちゃんに話しかけていますか」という質問に「えーっ、子どもに話しかけなければいけないんですか」と言ったお母さんがいると聞きましたけれど、話しかけなければ子どもはことばを覚えていきません。あやして、語りかけて、返事がなくても語りかけているうちに、子どもはやがて言葉を習得していきます。

成長発達の評価というものがあります。今から30年ほど前まででしたか、子どもを大中小と分けて、“あなたのお子さんは小ですからもっと頑張ってください”などと失礼なことを言っていた時代もありましたけれども、現在はパーセントイルで小さい方から10%から90%までであれば普通であって、心配ありませんとされています。今は、大か中か小かが問題ではなくて、順調にこのカーブで发育していることが大事なんです、という言

い方をしております。デンバーの発達スクリーニングテストにしても、50%の子どもが通過するのはこの時期、75%の子どもが通過するのはこの時期という形で、昔のように標準を一つだけ定めて、それより遅いものは遅れているというような言い方はしなくなっております。大きいこと、早いことが常に良いことではない、そして他の子どもと比較して一喜一憂するのも賢いことではないということ、様々な形で子どもを育てているお母さんに広めていきたいものだと思います。

## 6. 予防接種・乳児健診

主として身体的な意味での健康を守るための親の責任としては、この時期には乳児健診と予防接種がとても大切なこととなります。予防接種のことで申しますと、先生方も恐らく昔からの考えで教育を受けておられると思いますが、かつては社会における疾病の蔓延の防止のために予防接種は義務という考え方でした。新しい予防接種の考え方は根本的に変わりまして、現在は個人の健康の保持増進、疾病の予防のために予防接種をする—それが親の義務という考え方で、規則としては親の任意という形に変更されています。任意といっても、やってもやらなくてもいいという解釈ではなく、親の判断のもとにみんながやるように向けていくのが、健康を守るために当然大切なこととなります。乳児健診も、赤ちゃんが健康であることの確認と異常の早期発見に重要であり、健診を受けさせることは親の任意ではなくて義務に近いものである、と私は思っております。このことは幼児期になっても同じです。

## IV 幼児期

### 1. 自立の始まり

さて、そのようなことで1年を終わりました、乳児期から幼児期へと移ってきます。

少しずつ皆様が対象にされるお子さんの年齢に近くなってまいります、乳児期はすべて“与える、与える”の育児であったのに対して、幼児では少しずつ自立を助ける育児に転換していきます。当然のことながら365日までは与えて、366日目から急に自立するわけではなく、あくまでも少しずつ変わっていくのです。乳児期と同様に世話をすることに加えて、少しずつ新しいことを教えること、出来るように見守ることが始まります。良い習慣を身につけさせるために、何時教えたらいいかという最適の時期（クリチカル・ピリオドと呼んだりしますが）を逃さないことが、とても重要になります。この最適を逃してしまいますと、なかなか後で追いつくことが大変になります。また或る時期には最高の世話であったものが、時期が変わると全く不要になってしまうものもあります。

冗談のように言うのですが、赤ちゃんを胸に抱いて目と目を合わせながら両方でうっとりとしている状態は、乳児期の前期にはとても素晴らしいことですが、そのうちにだんだん、お母さんのおなかを蹴ったりして、拘束されているのはいやで自由になりたい時期になってきます。その時になってまでうっとりしているのは、適切な世話ではないこととなります。密着していることが必ずしもいいことでなくなってくる時期がやがてやってきます。勿論この時期も良い環境で育てることはとても大切で、幼児は周りの人達のやっていることをすべて受け継ぎます。簡単にいえば、母親の習慣をすべて受け継ぐわけです。母親が唯一のモデルです。特に早い時期から保育園に行く子どもでない限り、母親以外の人からあまり世話を受けないわけですから、母親のやり方を受け継ぎます。食べる、寝る、洗う、排泄する、その他道徳的なことも含めて、すべて母親の習慣を受け継いでいくこととなります。

## 2. 基本的な生活習慣を身につける

幼児期は身体的には乳児期ほど早い成長ではなくなってきました。1年で体重が3倍に増えたからといって、毎年3倍増になっては大変ですから、体重の伸びは急速に鈍くなってきます。むしろこの時期は機能的な意味で発達する時期です。社会生活の基本的なルールを身につけさせる時期——日常生活の自立の時期です。基本的な習慣の獲得を俗に「つけ」という言葉で呼び、食事、睡眠、排泄、清潔、着衣を5大習慣と言っています。この時期には母親が安定していても、尚かついらいらするといえます。まだ自分では出来ない子どもに自分でさせたいのですけれど、やはり見ていられず“早く、早く”という思い、そして結局は手を出してしまう。“そのうち上手になったらあなたがやりましょう”と言って一練習しなければ上手にならないわけですから——あれもこれも手を出してしまうというお母さんが少なくないというのは実情です。

## 3. よい食習慣を作る——母親が食品を選ぶ

子どもを健康に育てるための実際の育児行動について申しますと、まず栄養と食事については、乳児期ほどには食べないということを前提にしなければなりません。したがって質量とも、それぞれの発達段階、年齢、そして体の大きさにとって適切であること、特にここで言いたいことは、無理に食べさせると様々な弊害に繋がるということです。子どもの生涯を通して、食事は楽しくありたいと私は思っています。子どもはやがて大人になります。大人になっても食べることは楽しいことだと思っていられるようにするために、幼児期の最初の経験は大きいと思います。食事は栄養のバランスを考えなければなりません。単なる燃料の補給ではないのです。

全面的に食べさせる時期を経て、やがて自分一人で食べるようになっていく、その中間

の段階では、そこいら中にこぼして床の掃除が大変という一時期があります。その時期に母親が我慢して子どもに任せる——自分でサジを使うことを許すか、それともサジを取り上げて食べさせてしまうか、ここは難しいところですが、この辺が後々の食生活に影響するということです。

バランスの良い食事内容と申しましたが、これは大切なことで、必ず母親が選んだ食べものを食べさせるということです。母親の中には子どもが好きなものを食べさせる、嫌いなものは食べさせない、中には母親が嫌いなものは食べさせないという人もいます。けれど、必ず母親が選択したものを三食たべさせる、親の朝食抜きに子どもをつき合わせたりすることは大変なことです。

食品の選択を子どもに任せてはいけません。選択させていいものといけないものをちゃんと区別して、同質同等のものを3つ並べて、“どれが食べたい？”と言うのであれば、子どもの選択を重視しても良いと思いますけれど、食べたいものだけを食べさせるという習慣を絶対につけてはいけないということです。母親の偏食は子どもに伝わって行きます。そして食欲には個人差があって、小食の自由を保障することは、幼児期には特に大事になります。“頼むから食べてちょうだい”“これ食べたら何か買ってあげる”というのは最悪です。また、過食を奨励する——たくさん食べれば食べるほど良い子だという扱ひも誤りです。不適切な間食を戒めることは言うまでもないのです。最近のお母さんには“子どもが食べたがってだめなんです、ポテトチップばかり食べてご飯食べないんです”というようなことを平気で言われる方もありますが、いけないものはいけないということが、食習慣を育てるためにはとても大事になります。

実際問題として何でも食べる、出来るだけ

偏食がないように躰けることと、食べる楽しみを奪わないということは実に微妙なバランスです。けれども、やはりその微妙なバランスのちょうど良いところに立って、食事を楽しく、しかも色々なものが万遍なく食べられるように導いて行くことが母親の腕であると思います。お母さんが情緒的に安定していなかったら、このようなことは出来ないと思っています。

幼児期に良い食習慣の基礎をつくりますと、一生を通じてその子どもの財産になります。母親の好みが幼児の好みとして受け継がれ、その子どもがやがて成長して家庭を作ったときに、その家庭の味となって次の世代に受け継がれていきます。したがって、良い食習慣を子どものうちに付けるということは、子どもの健やかな成長に――この子どもの成長だけでなく、次の世代の子どもの成長にも関わってくるということです。かつては、女子を通じて次の世代の食習慣として受け継がれると言っていたのですが、どうやらこれは性差別のようで、男の子の習慣も女の子の習慣も同じように次の世代に受け継がれると思っています。

#### 4. 歯の健康

それから、あまり大きな声で言われていないことに、歯の健康があります。皆様方の小学校あるいは中学校には、昼ご飯を食べた後の子どもみんなが歯磨き出来るような洗面所の設備があるでしょうか。毎食後、歯を磨くことは非常に良い習慣ですが、日本ではちょっと立ち遅れているように思われます。まず、乳児の時から、まだ歯が1本か2本しか生えていないときから、小さな歯ブラシを使ってお母さんが子どもの歯を磨いてあげてくださいと、私たちは母親に教えています。うがいはなかなか出来ませんから、飲み込んでしまうように無害のものを付けた歯ブラシを使

って磨くわけですけれど、幼児はやがてそれを習慣として自分で磨くようになります。その習慣が、一日に何回歯を磨く習慣として子どもの中に定着していくかです。私の世代では、朝起きたらすぐ歯を磨くというしつけを受けました。現在の教え方は、ごはんを食べたら歯を磨くということになっています。このほうが理論上は正しいのですが、目が覚めたら歯を磨かないと私はやはり気が済まない、これは私の中に染み込んでしまった習慣で変えられないのです。これと同じことが、今育っている子どもたちの中に起こることは当然であろうと思います。

しつけとは少し離れますが、歯の健康診断を受けさせることも大事なことです。日本ではまだ、歯の健康診断を定期的に受けさせることがあまり定着していませんし、歯医者が好きなお子も非常に少ないので、“連れて行かなければと思うんですが、子どもが嫌がるんです”で終わってしまう場合が多いです。しかし、ここでも子どもに対する本当の愛情というのは、子どもが嫌がっても連れて行くのが正しい方向であると思っています。

#### 5. 睡眠の習慣―幸せな気持ちで眠る

さて、睡眠のことですが、子どもを幸せな気持ちで眠りに付かせることは、とても大事なことです。環境を整えて静かにして、子どもが眠りに付くまでの添い寝とか語り聞かせとかいうことは、母親の愛情の表現であると思います。添い寝が良いとか悪いとかいろいろ意見がありますが、とても幸せな気持ちで眠りに付き、それが目覚めるまで継続するとしたら、とても良いことだと思います。お気に入りの毛布をしっかりと抱えて離さない―スヌーピーの中に出てくる坊やのように―そんな子どもがいたとしても（あれはセキュリティブランケットと申しまして）、子どもとして当然のこと、自然なことですから、清

潔な物であれば決して悪いことではないと思っています。

最近の問題として、ものすごく夜更かしの子どもがいて朝起きられないとか、保育園に着いたとたんに眠ってしまうとかいうことがあります。どうも日本の家庭の生活は、大人の生活と子どもの生活がはっきり分離していないのではと思うときがあります。大人が起きているのに子どもが付き合うのか、付き合わせるのか分かりませんが、子どもの生活は大人とは違うということ、はっきり切り離すことが必要ではないかと思っています。昔は、四畳半に親子3人が住んでいるのだから仕方がないという時代もあったと思いますけれど、今は必ずしもそういう問題ではないと思います。

## 6. 排泄のしつけ

排泄のしつけは幼児期の初めのものすごく重要なことです。とにかく自由な時間に自由におむつの中へやっていたことを手放して、トイレという特定の場所でやる、やらなければいけないというしつけですから、子どもにとってもとても大変なことであり、親にとっても大変なことです。日本の昔のしつけはちょっと早すぎたということが、外国の文献にも出ています。あの早さが日本人を非常に緊張の高い人間にしている、というような文化人類学の論文を読んだことがあります（必ずしもそうとは思いませんが）、しつけは現在ではかなり遅くなっております。一番適切な時期に排泄のしつけを行うことが大事であること、間違っても「隣の子はもう終わったのに、うちでおむつを干しているのは恥ずかしい」といって競争をする必要はないということです。実母、姑の時代はもっと早かったということで、場合によっては姑から「何やっているんです、もっと早くしなさい。」と言われる可能性があります、これは世代間の

違いであって、母親が主任者でなければならぬわけです。私たちはそのような指導が出来る立場にありますので、必要なことはしていかなければと思っています。

排泄のしつけには、親も子どもも忍耐が必要です。この困難な時期を親子が円満に乗り切ることが大切なのであって、1カ月早いとか3カ月早いとかということが問題ではないのです。焦らないこと、そして痛みを伴うような罰を与えることを絶対にしないこと、つまりしつけにはおおらかさが必要だということです。そして周囲の子どもとは競争をしないという余裕をお母さんが持てるためには、やはり、父親とその周囲が支える必要があるということです。お母さんが「今、換えたのにどうしてまた」と言わなければならないような精神状態にあっては、しつけはなかなか成功しないのです。

## 7. 清潔の習慣—汚れたら洗う

さて、清潔のことです。きれい好きなお母さんは沢山います。とても良いことですが、子どもに対する清潔のしつけとして大切なことは、汚したら洗うということであって、汚さないというしつけであってはいけません。汚したと言って怒るのではなく、「まあ汚れたわね、きれいに洗いましょう」というしつけで、子どもの中に汚れたままでは気持ちが悪い、早く洗いたいという気持ちを起こさせるようなしつけが必要なわけです。トイレの後もそうですし、食事の前もそうです。幼児期の前期ではお母さんが手伝って清潔にすることが必要ですが、やがて自立していきます。入浴の習慣もそうです。時々お風呂嫌い、洗髪嫌いという子どももいますけれど、洗髪ぎらいなどという子どもをたどっていきますと、お母さんが押さえ付けて洗髪をしたとか、耳に水が入ったとか顔に水がかかったとかで嫌いになっていることが多いわけです。お風

風呂は楽しい、お風呂から上がったなら気持ちが良いということを感じられるような育て方をしていくことこそ、重要だと思います。

面白いことに、清潔への許容度というのは、母親の習慣をそのまま子どもが受け継ぐことです。例えば、ここにクッキーがあって、お皿から机の上にクッキーがこぼれた、その時点で不潔だと言って捨ててしまうお母さん、畳に落ちた一畳はまあ清潔と見なして、ふっと吹いて清潔としてしまうお母さん。中には土間に落ちてふっと吹いて済ませてしまうお母さんもいるかも知れません。病気になるかならないかは別として、子どもはじっと見ているから、母親の清潔への許容度が子どもに全部伝わっていきます。もちろん私は、清潔にしつけないければいけないと思っていますが、清潔すぎるものがむしろ今日本で問題になっていることを考えますと、多少行き過ぎもあるのではと思っています。

余談になりますが、最近、中米のエルサドバドルという国に行って講義をしておりました時に、日本では今、清潔すぎるということが問題になっているとちょっと言ったんです。そしたら、全く理解出来ないという空気が会場一杯に広がりまして、余計なことを言ってしまったと思ったことがありました。清潔すぎて、日本人だけが東南アジアからコレラになって帰ってくるというのも、ちょっと考えものだという気がします。

#### 8. 着衣の自立—子どもは脱ぐのが好き

次に、着衣のことですけれど、子どもが1人で着られる衣服を選ぶことが大事だと思っています。後ボタンとかヒラヒラの付いたものとかも、他所に行くときはたまにはいいと思いますが、いつも着ている服は1人で着脱が出来ないものではなく、自分で着られる、自分で脱げる、そして汚れたら遠慮なくザブザブ洗える服を着せることこそ重要だと思

います。そして子どもにはやがて衣服に対して、或いは色彩に関して自分独特の好みが育ってきます。

アメリカの病院で、子どもに病院備え付けの衣服を着せるときに——同じデザインですけれど—3種類くらいの色があって、子どもを衣類倉庫へ連れて行って「どれがいい？」と言って選ばせているのを見たことがあります。ほんの狭い範囲でも、子どもの好みを育てていくこと、子どもの楽しみとしては必要なことかと思っています。

或いは、厚着薄着と言う問題があります。もちろん、薄着の習慣を付けなさいというのが普通の言い方ですけれど、子どもは暑いと感じたら脱ぎます。着ることよりも脱ぐことの方が早く覚える動作です。しかし寒くても決して着ることはありません。寒いから何か羽織ろうというのは大人の考えです。だとすればやはり、薄着は望ましいけれど、寒くても子どもは着ないということを前提にして、適切な衣服を選ぶことが必要になります。それから余計なお世話だと思いますが、就寝前には下着を全部脱ぐ習慣を付けたいものです。こんなことは当然だと思って今までは言わなかったのですけれど、どうも着たままで寝かせる親もかなりいるような話を聞きまして、余計なことを一項目入れるようになりました。

#### 9. 生活習慣の定着

さて、よい習慣を身につけさせることで食事、睡眠、排泄、清潔、着衣のことを申しましたが、習慣のとおりになんとか体が自然に動くことこそ、習慣が身についたことです。幼児の間は、大体習慣が身についたら体が動く、体が動くようになったことがしつけが定着したことなのですが、動作ができることと行う意志があることとはだんだん別になってきます。これは学童期になっておこるのですが、例えば、幼児にとって歯磨きをする

いうことは、歯磨きという動作ができることであり、動作ができるようになった子どもは一生懸命になって歯磨きをして「出来たよ！」と言って喜びます。ところが学童になりますと、動作としての歯磨きが出来ない子どもは殆どいなくなります。歯を磨かない子どもが増えていくのは、この辺で動作が出来ることとやることとが分離していくからです。大人の中にも、夜歯を磨かない方がいると聞いておりますので、それも動作と習慣が別々になっていることになります。

#### 10. しつけの方針は一貫して

さて、幼児にたいするしつけ全般のことを申しますと、しつけの方針が常に一貫していること、気分によって変わってはならないということがすごく大事です。そしてその方針は両親で協議して、絶対に不一致があってはいけない。意見に違いがあれば、夜を徹して激論してでも両親で一つにしなければいけないのです。そして、最終的に一致したしつけの方針を実行するのは主として母親です。何人も方針に反するしつけを行ってはいけない、そのくらい徹底することが必要だと思っています。

子どもは時に、大人の間を上手に泳ぎ回ってお菓子をもらったり、あまり好きでない習慣を免除してもらったりすることがあります。子どもは時に、都合の良い大人一叱られない大人のところへ助けを求めに行くことがあります。母親に内緒で姑がお菓子を食べさせるなどは最悪のケースです。母親が賢いことを前提に考える限り、両親が育てたいという方向に向かって皆が協力しなければならないのです。世代が異なるものの意見は、所詮は一致しないということを前提に、母親が主任者にならなければいけない、特に、不一致を巡る大人の争いに子どもを巻き込んではいけません。ということなのです。

#### 11. よい環境で育てる

幼児にとってのよい環境は、父親と母親が夫婦としての強い愛情で結ばれていて、円満な家庭であるということ——子どもは環境からすべてを吸収するのですから、夫婦の関係が家庭の雰囲気全体を作り、その雰囲気を吸収して子どもが健やかに育つか育たないかに分かれるということです。

環境のことに少し触れますと、知的発達を促す環境というもの——両親が教養を高める努力をしていること、せめて本を読む習慣があること、あるいは子どもに童話などを読み聞かせるセンスがあること、望ましい言語環境——正しい日本語を子どもが自然に吸収し、子どもなりに自然に敬語などをマスターしていく環境——であることは望ましいことです。あいさつなども「～言いなさい」と言って仕込むよりは、皆が挨拶しているのを子どもが真似ているうちに自然に身につけていくような環境が大切だと思います。

運動能力を高める環境もあります。年齢相応に手を動かす機会、体を動かす機会、箸を持つとかタオルを絞るとかいうことを生活の中で少しずつ吸収していく環境が望まれます。

幼児を危険に近づけないことは非常に大事なことです。さまざまなことで事故を予防するのは、もちろん親の責任であり周囲の責任です。乳児の場合には狭い環境が安全であれば大丈夫ですが、幼児は行動半径が広がって、特に好んで危険に近づくことをやりますので、当然のことながら危険のない環境を作らなければならない。けれども、あまりにも安全にしてしまうと、安全すぎる環境で育ったマイナスが出てきます。危険を予知する能力とか、危険を回避する身のこなしとかが身につかなくて、上から物が落ちてきても甘んじて頭で受けるような子どもになってはやはり困ります。反射的にさっと身をひるがえすくらいなことは、幼児でも身につけているこ



とが必要かと思えます。

## 12. 社会性の発達

情緒の発達に関しましては、何回も申し上げていますように愛されていることの安心感というものの――乳児期に十分に愛されて育った子どもは、やがて人を愛することを知り、社会性の発達にともなって次第に親との距離を置き、仲間同士で良い関係を作るという発達をしていくと思われまます。

子どもはやがて、自分以外の子どもに関心を持ち始め、お友達を作るようになります。集団保育を経験しない場合には、意識的にお友達を作ることを両親が考えていかなければならないこともあります。人と交わる中で、そして子どもが育って行く中で、何らかの制限はあって当然だと思えます。子どもを自由にさせたいために何にも制限を設けない、好きなところに行く、好きなときに遊ぶ、好きなようにさせるというお母さんがいますけれど、子どもには制限があって当然と私は思っています。

無制限の自由があるのはおかしい。子どもの欲求を受け入れるのも大事ですが、社会的な約束事はやはり守らせ、時には我慢させることを教えなければならぬと思えます。快樂だけを求めるわけにはいかないことを、だんだんに学ばせていく必要があるのです。社会生活の中で許されないことをはっきり教える――子どもが電車の中で傍若無人の動きをしていても注意しないお母さんが多いですけど、やはりいけないことはいけないと教える。大切な時期に愛されて育った子どもは、その愛する人が教える制限を自然に受け入れていくのではないかと私は思っています。

## 13. 母親との距離

現代の育児の問題点として、望ましい環境が作られていない子どもが多いことがありま

す。けれども、望ましい環境を十分作れる条件を備えながら作っていないお母さんもまた多いように思えます。特に現在では、保護の足りない子どもより過保護の弊害が問題になっております。何でもお母さんがやってしまう、しかも1対1ですから、子どもがちょっと動作を仕掛けただけで何が欲しいかを理解してしまう。意識不明の人たちのニーズを言葉で言われなくても把握することは、私たち看護婦には非常に大切だと言われているけれど、子どもがちょっと動いただけで母親がニーズを把握して次の行動に行ってしまうのでは、子どもが何も言わなくても全部欲求が満たされてしまうことになり、そのうち言葉さえも要らないことになってしまうので、決して好ましいことではないわけです。

母親との疎遠過ぎる関係――ネグレクトということが昨日の話題になっていましたけれど、この問題にはここでは触れないことにして、むしろ密接過ぎる関係が現在は大きな問題になっているようです。

先程も申しましたが、赤ちゃんのときは母と子がぴったりと付いていることが良いことです。しかし年齢が進むとともに、発達が進むとともに、その距離はだんだん遠くなっていかなければならない。密接過ぎる関係は、次第にさまざまな弊害を呼んできます。そして、仲間と遊ばないで母親だけと遊ぶとか、一人で遊ぶとか外に出ないとかいう子どもになっていくことがあるようです。

この幼児期は良心が芽生える時期ですので、何が正しいこと、何が行ってはいけないことか、幼児自らに判断出来るように正しく教えることが必要です。子どもの価値観、良心というものは、親の考え方を全部引き継いでいきます。稀なことですけど、もし両親が万引きしているところを子どもが見ているとしたら、やはりそういう価値観で育って行くとしたら考えられないと思えます。この時期に母

親が不安定な状態であることは、乳児のときの漠然とした不安定とはまた違って、幼児はすでに母親の不安を不安として気が付くようになります。この時期に夫婦間に不安定な状況があると、子どもはピンピンとそれを感じ、感じながら育つということになります。

母親から愛されていた子どもはやがて好ましい形で自立していきます。始めは接触していたのがだんだん離れて行って、糸が長くなり、かなりの距離が出来てもいい。接触していなくても母親の愛情が輻射熱のようにふわっと、やんわりと包み込むように幼児に伝わっていれば、幼児は安心してその糸をだんだん長くし、物理的には母親から離れて行くけれども、気持ちのうへでは強い絆で結ばれているという関係を持ち続けていくと思います。

#### 14. 父親の役割

ついこの間まで子どもは母親の膝の上に座っていたけれど、膝の上からすぐあっちに行ってしまう、俗に「膝が寂しい」という言葉があります。母親が膝が寂しいと言う理由で子どもをつなぎ止めているとしたら大変なことです。母親が膝が寂しいなどと感じなくて済むように、夫婦間が円満で母親が妻として、女性として安定して幸せである状況を作ることが、父親としての大切な育児への協力になってくるわけです。この時期になりますと、もう父親が手を出して世話をすることはあまり無くなってきます。一緒に遊ぶとかどこかに連れて行くとかいうことはありますが、世話をすることは少なくなりますから、むしろ母親の安定を助けることが父親の大切な役割になります。母親の満足のために子どもを手放さないという母親であってはならないのです。子どもは母親の所有物ではない。中には「私は子どもの犠牲になって、大切な職業を捨てた」というようなことを心の中に持ち続けている、あるいは「お父さんは嫌いだけど、

子どもが可哀想だから離婚しない」などいろいろな母親がいますが、子どものために犠牲になっているという気持ちが高い母親の場合、残念ながら母親はやがて子どもにその代償を求めるようになります。やがて母親の愛情が子どもにとって重荷になっていくとしたら、決して健やかな成長とは言えないことになります。父親の役割は先程申しましたように、母親の情緒の安定を助けることです。

育児の内容も変わってきて、男の子にとっては同一視の対象としての父親の存在が重要になり、女の子にとっては理想の異性として、「お父さんみたいな人と将来結婚したい」と思えるような存在であったら素晴らしいと思います。大きくなって別々の形で、両親の協力は必要——そのためにも子どもに対する母親の言葉の中に、お父さんを軽んじるような言動があることは許されないことと思っています。

父親がいることが望ましい、望ましいと言ってきましたが、中には父親のいない子どももいます。その場合も、決して特別な存在ではなく、より多くの援助が必要な対象だと思います。父親が不在になった原因によって、子どもに対して母親が父親をどのように語るかは違ってきます。とても素晴らしかった父親、優しかった夫のことを「素晴らしきお父さんだった」といって語るか、それとも別れた夫に対する憎しみを「あなたのお父さんは～」といっただけでぶつけるかによって、子どもの成長に与える影響は明かに違ってくると思います。

## V 学童期以後——まとめ——

### 1. 乳児期・幼児期の上に学童期の成長がある

時間になってしまいました。学童の話もと思いましたが、どうしても乳幼児の方の話が多くなりました。

学童期以後ですけれども、子どもと両親との

距離はだんだんに遠くなって行き、やがて子どもは自分の意思によって行動するようになります。この時に、願わくは望ましい行動を取れる子どもに育っていて欲しい。学童になってから新しい行動様式を身につけさせることは、なかなか難しいことです。三つ子の魂百までと言うのは古い表現ですが、乳児期、幼児期に積み重ねたものの上に学童期の成長があるわけで、この時期になって自分の意思によって行動するようになった子どもが、望ましい行動が出来る子どもに育っている、親の指示を適度を守るけれども、あくまでも完全に柔順ということではなく、必要な主張も出来るような子どもに育っていること。規則を守るとか社会のルールを守るとか、友だちと仲良くできるとか、弱い子どもを助けるとかいうことも、学童になってから改めて獲得することではなく、もっと小さい時に見聞きしたこと、言われたこと、お父さんお母さんの行動を見たことが、ここではっきりした形を取ってくると思っています。

私は今日、問題行動のある子どもについては全く触れませんでした。問題がある子どもたちが沢山いることも知っていますけれど、その子どもたちにどう対処するかではなく、そういう子どもを作らないために、そういう問題行動に走る子どもを育てない親になって欲しいということで、むしろ健康な部分、正常な部分、望ましい部分だけを強調してお話し致しました。

いずれの場合にも、子どもは親の手を離れて自立して行きます。乳幼児期からの親子の関係が健康であれば、思春期になって物理的に親から離れ、専ら家庭外の生活に活動を求めるようになって、なお心の中で家庭とのつながり、親との心の繋がりを失わない子どもに育っていくと思います。それが心身とも

に健やかな子どもの成長ではないかと、私は思っています。

## 2. 子どもの健やかな成長を助ける

保母の教科書の中で、私は『家庭における子どもの看護』という一章を書いております。そこにこんな一節があります。

「おとなになったものの多くが、子どものころ熱があったり苦しかったりしたとき、母親に世話をしてもらって嬉しかったことを、遠い昔の甘い記憶としてもち続けている。家庭において母親が行う子どもの看護とは、適切な世話をを行う母親の理性と、子どもへの愛情との両方がミックスされたものである。」

母親が賢くあって欲しいということと、愛情を持って子どもに接して欲しいということ、この丁度良いミックスが重要ではないかと思っています。

系統看護学講座・小児看護学の『小児と家庭』にやはり私が書いた一節があります。

「人を評するとき、“よい家庭で育った”ということばが使われることがある。このことばは、豪華な邸宅で育ったという意味でも、経済的に豊かであったという意味でもなく、家族が一体感をもったあたたかい家庭の中で育ったという意味であることをあらためて考えたい。」

私は看護婦ですが、皆様それぞれの職種として、子どもたちの両親が賢い両親であることが出来るように、そして子どもたちの健やかな成長のために良い家庭を作って行くことが出来るように、さまざまな場面で様々な形で側面から支えることが出来る職種でありたいと思っています。

ご静聴ありがとうございました。



ビタミン

# ママ元気！ ポポン！

シオノギ製薬

<http://www.shionogi.co.jp/>



8つのビタミンと  
2つのミネラルが、  
今日の疲れに効きます。

ポポンは元気の応援団！

新発売

ビタミン・ミネラル配合保健剤



●肉体疲労時の栄養補給、滋養強壮に  
おのみください。

®：登録商標  
2000.7.B52

## 大切な人、大切なこと、大切なもの。



自分自身、そして家族や友人、健康、日々の暮らし。

誰にも大切に守っていきたいものがあります。

田辺製薬は「医薬品およびその周辺事業を通じ、健康で  
豊かなくらしを願う世界の人々に貢献する」ために、  
独創的な医薬品の研究開発に取り組んでいます。

大切な人、大切なこと、大切なものを

守る人々の力になりたい。

守りたいものがあります。



田辺製薬株式会社

大阪府中央区道修町3丁目2番10号

## 子ども虐待とその周辺

—虐待は予防・防止ができるのか—

厚生科学研究：虐待予防研究班 主任研究者

日本育療学会副会長 松井 一郎

はじめに

朝早くから参加して頂いてありがとうございます。最近、国会で児童虐待防止法案が通りまして、今後虐待防止活動が大きく進むようとしております。

育療学会は教育関係の学会なのですが、子どもの多くの問題に関わっておりますから、児童虐待の話題でお話することも意味があると思います。教育現場ではいろいろな問題を抱えた子ども、不登校とか、いじめとか、さらに、家庭の問題、親子関係の崩れなどが背景になっている子どもが登校してまいります。私は「虐待」は親子関係あるいは人間関係の破綻した状態と考えており、教育界でいま起こっている現象と根は同じだと思っております。

先生方が「ちょっとこの子は変だな」と思ったときに、その子の人間関係、親子関係に目を注いで頂き、背後に親子関係の破綻、すなわち虐待があるかもしれない、虐待へのセンサーを持って頂くことをお願いしたいと思います。

本日は、焦点を絞って虐待の全般的な状況と、小児科医がよく見る虐待の典型例として、「ふたご」への虐待を中心に取り上げますが、ここには虐待の多くの問題点が集約されております。そこから演繹して虐待問題全般を、先生方の現場に併せて考えて頂きたいと思っております。

### 1. 子ども虐待への危機感

米国で子ども虐待が大きな社会問題になってから、もう久しいのですが、今何が問題か

を3つに絞ってみました。

まず第1に、米国では虐待が慢性的な流行になり、したがって社会対応が極めて重要になった。

第2点は、米国は連邦法で1974年に虐待防止法を制定させ、それに合わせて、殆どの州で虐待防止の規定（州法）で細目を決めている点です。どういう場合には通報しなければならない、もし違反すると罰則規定があるという形で進んでおります。

第3は、にもかかわらず、毎年300万もの虐待通報があり、これが十数年続いておりますが、この通報のうち半分か3分の1は間違いのない虐待だろうと考えられており、親や子どもの治療に最大の努力を投入している。残念ながら効果的な結果は得られていない点です。

日本はごく最近で1万件を超えたくらいなので、なんとか米国の状況にならないよう考えなければいけない。日本の把握数が少ないことは、潜在数が多いのだろう、と推定できますが、米国に比べると2桁違うわけで、ぐっと少ないじゃないか。まだ予防とか防止の手を打っても時間的に間に合うだろう、そうしたことを考えております。

こうした背景を考えますと、「虐待を防止する、或いは予防することは可能か」の問題が、大きな焦点になります。虐待防止の戦略を組んで対応しないと、米国のような状況になってしまう。そのために、虐待とはどういう状況で、どういうメカニズムで発生するかを解明し、系統的な対応策を考える。もし手

を打つならば、例えば虐待された子どもに関してはどう、虐待の前の段階で予防できる状況ならばどういう手を打つか、そのための地域のシステムをどう構築するか、この戦略を組まない限り米国の轍を進むことになります。

みんなで知恵を絞って対策を組む必要があります。米国の後追いをするのは大変なことになる——何とか防止しなければ、ということとで5年ほど前に、全国の子どもの虐待に関係する人たちが集まって、まず大阪で全国大会を開きました。そして学会を作りました。次の年、2回目の開催をどうするかでもめました。学会長のやり手がないのです。学会開催にはお金とマンパワーが必要です。たまたま、私は横浜の保健所長をしておりまして、学会が潰れてしまえば元も子もないから、「じゃ、やろう」ということでパシフィコ横浜で開きました。大阪のときには700人ほどだったのですが、横浜では1500人の人が「横浜大会」に集まってくれました。以後は虐待への関心が高まって年次の大会が開催され、和歌山、栃木、今年の12月には名古屋、次が神戸、東京という予定が組まれております。大変社会的な関心が高まってまいりました。

## 2. 児童文学にみる子ども虐待

虐待は古い時代からあります。民話・児童文学に子殺し、虐待の話はいっぱいあるんですね。民話の中に虐待が多いと感じていたものですから、幾つか調べて見ました。グリム童話が中心になっておりますが、一編ずつ読んでみますと、248のうち27ですから、1割以上が子殺し、虐待、あるいは子どもを捨てるとか、今で言う虐待が描かれています。これはちょっと驚きました。アンデルセンは、彼の家族背景が反映した創作なので少し異なるようですが、世界各国の民話に虐待の物語が少なからずあります。どの国でも、又どの

時代でも、シンデレラ（日本では糠福米福）は世界共通のもので、このバリエーションは400もあるそうです。

グリムの白雪姫は、第1版は実母の虐待だったのですね。第2版からママ母になり、読者批判に応じて継母なら許されると書き換えたこと、児童文学の先生がお書きになっております。これらの民話や児童文学は、近世の農民生活の苛酷な労働と貧困を反映しており、当時は、ママはは、ママ子が巷にあふれていて子ども虐待がかなり一般的だったようです。

## 3. 豊かな時代の虐待

医師が問題に取り組むときは、あらかじめ過去にどういう論文があるかということ必ず調べます。最近は便利になりまして、インターネットを使いますと、無料で全世界の過去の論文をコンピュータに打ち出させることが出来ます。古い論文を見ますと、1946年に“バットで殴打された子ども症候群”として被虐待児が出ております。1945年に第二次大戦が終わり、日本はまだ食うや食わずの生活でした。50年代、60年代に多くの論文が出てきました。「これはちょっとおかしい——戦勝国の豊かな国のアメリカでそういうことが起こるのか」ということを印象づけたわけでありませう。

1960年代の初めにケンペ（デンバー大学の小児科の教授）という人が、“何とかしなければいけない”ということで、米国小児科学会でシンポジウムを開きました。これが契機になり米国医師会が動き出しました。

米国医師会雑誌には、子どもの虐待の診断から対応まで一連の発表がありました。大きな社会的な反響を呼んで、米国の連邦法の成立に至ったわけです。また、虐待に関して勉強しなければいけないということで、77年には国際協会設立があり、虐待防止態勢が次第に整ってきました。85年には米国の医師

会の「虐待児のガイドライン」発表、現在の国際的な基準になっております。

日本では、こうした米国の虐待対応を考慮に入れた専門家の方々の発言があり、今日の児童虐待防止法：法律制定に繋がったわけがあります。

#### 4. 虐待事例は残酷である

何例かのスライドをご覧ください。司法解剖のときの写真です。（本誌では省略）2歳の女兒。死因は脳内出血、脳挫傷です。全身に出血斑の跡があります。この丸い輪状斑は父親が掃除機の筒で突いたもので、それが出血斑になって残酷な傷痕を残したわけです。

3歳の男子で、死因はやはり脳の損傷、頭蓋骨骨折もありました。さっきのよりずっと小さい黒い斑点があります。これは皮膚に親がタバコを押しつけた傷です。タバコの火傷は少なからず被虐待児に見られます。

6歳の女子。標準体重の3分の1しかないほど痩せ細っております。親が躰と称して、言うことを聞かないとご飯を食べさせない、直接の死因は水風呂に漬けて死亡させた悲惨な例です。脳の出血はなかったんですが、ご覧のように全身の栄養失調で死亡しました。

なぜこのような事態となるのか、防止策はないのか考えさせられます。そこで全国調査を開始しました。

#### 5. 被虐待児・全国調査

1985年に国立小児病院に研究所が出来て、私は愛知県の発達障害研究所から赴任してきました。この頃、コインロッカーベビーが社会の話題になっておりました。今後、子ども虐待が大きな社会問題になると考えて、全国調査をやろうと決めました。

1986年に全国約600の基幹病院の小児科に手紙を出し、現在も続けております。

10周年の1996年には全国病院小児科の悉皆調査をやりました。日本には約1万の病院がありますが、小児科をもっている病院は約3000です。この年は3000通発送しました。例年は600くらいの主要病院です。大学病院、子ども病院、公立病院などの小児科に重い患者さんが集まっているので、これをモニターすればよい。幾つかの結果を示します。

##### ①虐待の方法

これは、親はどうやって虐待をするのか——を主治医の先生に聞き取ってもらった結果です。こういう内容になります。

虐待の方法として、暴行、殴る——それも手で殴るならいいんですがバット、椅子など、非常に残酷な状態になります。落とす、蹴る、投げ飛ばす、家具にぶつける、びっくりしたたのはペンチで歯を抜くとかです。非常に残酷な行為が養育者である親から加えられるわけです。タバコが少なくなく火傷になります。水風呂なども出てきます。いろいろな形で子どもが虐待されて、年齢が小さいと身体の防衛力が小さいですから死亡します。

##### ②医学的には

虐待の結果を医学的に表現しますと、中枢神経系の損傷、骨格系の骨折、皮膚の損傷とか、ご覧のような形になります。全体を通して、入院中の死亡が約10%くらい。退院の後に確認されるのが3.8%、全体で14~15%ということになります。児童相談所の調査では死亡率は低いのですが、小児科では高い数字になります。

##### ③診断の問題

病院に連れてきた時に、主治医がすぐ“これは虐待”だと分かることもあります。普通は見逃してしまう。或いは、親の言うことを鵜呑みにするから虐待とは診断されない。この傷はどういうふうにしたかを、詳しく聞きますと、多くの虐待親は拒絶的な態度を

したりしますが、これは怪しい。何とか説明をこじつけてきます。ベビーベッドから落ちたなどと言うんですが、それが上肢や下肢の骨折につながることは先ずないわけですね。主治医がそのときの状況を詳しく聞くと、親はしどろもどろになって、説明が矛盾してきます。こうして診断できるのが3~4割です。また小児科医の「カン」も大切です。われわれ小児科医は親子関係は暖かいものと考えますが、虐待の可能性をもつ傷をした子どもを連れてきたときに、最初に目に付けるのは親の態度です。医療に対して拒否的だったり、説明の際に極めて冷淡に、たんたんと話す。そうした時は、背後に冷たい親子関係があるのではないか、カンが働きます。

#### ④「なぜ親が虐待するのか」の問題

実は、なぜ親がわが子を虐待するのかについては、こうだと納得出来るような一元的な説明が少ないのです。筑波大学の精神医学の教授が、世界の代表的論文を集めて総論的に纏められたものをみますと、親や親子関係をいろいろなタイプに分けて研究しても、単一の精神病理の考えでは説明できない。社会的な背景が非常に大きく作用して、豊かな社会になって虐待が注目され、かつ数が増えてきているのではないか、というのが結論です。一言でいうと、よく分からんということなんです。

そこで、われわれは数字のデータから解析して、進めることに取り組んだわけです。

### 6. ふたごの虐待

子どもが一人生まれる予定のところへ二人生まれると、育児が大変です。親が忙しさや、自分の考えていた子育てができないとパニック状態になることは容易に想像できます。子育ての忙しさや困難さが虐待の契機となるとするなら、ふたごに限って解析してみたらどうかという考えが成り立ちます。

さきの全国調査でみると、ふたごの子どもが虐待される例は全体の10%でした。この数値はふたごが生まれる率0.6%に比べると圧倒的に高い、十数倍です。これは何か？何かあるぞ！ということです。

一般にふたごは可愛いとか、暖かいとか、微笑ましいとか、好ましい印象があります。こうした印象はふたごの子どもだけではなく、社会一般のもので、建築家はツインビルを日本全国いっぱい建ててますね。

私は臨床遺伝学を永年勉強していきまして、国際ふたご研究学会に何度か出席しました。アメリカ（ワシントンDC）で行われた学会に出席したとき驚きました。大勢のふたごのボランティアがその学会をサポートするために、お手伝いに来てくれるんです。記念撮影の写真を見ると、ふたごは実によく似ていて愛らしい。ところが爽やかになります。そのふたごがどうして虐待されるのか。

### 7. ふたごの一方のみの虐待

全国調査の資料の解析で最初に気づいた点は、ひとりだけ虐待される場合と、両方とも虐待される場合と二通りあることでした。そして、その比率を見ますと、8割が一人だけ虐待され、二人とも虐待されるのは少なかった。子育てが大変だと単純に考えますと、二人とも虐待するのではないかと考えます。欧米の過去の論文も大半が二人とも虐待される例なんです。日本のデータは殆ど8割が一人だけの虐待であるということで、これは何事だろうと考えたわけです。そこで、一人だけの虐待、二人の虐待の両群で有意の差があるか否かを検定しました。いろいろなことが分かってきました。一人だけ虐待群では未熟児や医学的に問題をもつことが多い、親の目からみてふたごのうち一人が手がかかる、可愛くないなど。二人とも虐待群ではふたごの子どもには問題がなく、親の方に精神疾患と



か育児姿勢の問題があった。何故ふたごの一人だけが虐待されるのか、その理由を生物学的に考えてみます。

実は、ふたご同士の間には結構大きな相違が認められることが少なくありません。2卵生ではきょうだいの関係ですから、男と女の場合もよくあります。1卵性のふたごも極端な差をみることがあります。一方が大きくて血が多く、他方は小さくて貧血状のことがよくあります。ふたご間輸血症候群、これは胎盤の中で片方の動脈が他方の静脈へ繋がってしまうんですね。そのために一方に血が送られて多血症、他方は貧血症になる。この症状は1卵生ふたごの半数に見られます。

更に、ふたごの片方だけが先天異常や障害をもつ場合など、1卵生といっても「瓜ふたつ」とは限らないのです。2卵性のふたごの出生で、一方は非常に元気ですが、他方は痩せておりダウン症で、ダウン症の方が虐待を受けました。

こうしたふたご間の相違は容易に親が気づきますし、ふたごはスタートが同時だから成長の差も親にとって気になる点で、親は無意識のうちに比較してしまいます。この子は良いが、あの子はだめ、と親の偏愛感情が生じると考えました。

次のように言うことができます。ふたごの虐待には、ひとり虐待とふたりとも虐待の2種類があって、その発症のメカニズムが異なる。前者では、ふたご間に親からみて相違があり、その比較から偏愛感情を生じ、手がかかる方が虐待される。後者のふたりとも虐待では、親にいろいろ育児困難な条件があって、子育てが実際にできないような状況になっている。

自惚れになりますが、これはなかなかの発見であると考えまして、英国のトップジャーナルに投稿し、採択されました。朝日新聞がこれを取り上げたので多くの反響がありまし

た。私のところへ一本の電話がありました。「私は実は、ふたごの母親ですが一人が可愛くないんです。何とか相談に乗って下さい」ということで、国立小児のスタッフと一緒にフォローしました。最終的に死亡に至りました。経過は1年弱なのですが、いろんな手を打ちました。福祉事務所や児童相談所や、付近の方々、また保育園、主治医など色々な方に協力して貰ったんですが、どうしても上手くいきません。最後は放置され、夏の暑い日に脱水症で死亡しました。

本来、死亡したら殺人ではないまでも、傷害致死というような形になる筈なのですが、もう一人の子どもがいて育てなければいけないというので起訴にはなりません、行政解剖で終わりました。虐待が一旦起こると援助するのは難しいことを痛感させられました。

## 8. 標的児虐待

この状況はふたごでも、きょうだいの虐待でも基本的には同じと考えています。全国調査の集計でも8割がきょうだい中のひとり虐待、2割はふたり以上の虐待でした。ひとり虐待ではふたごと同様に虐待標的になる子どもに、いろいろな問題が含まれております。親は子どもを比較して、問題のある子を虐待します。親子の相性のこともありましょう。この例は児童文学のルナール著「にんじん」に端的に描かれております。親が子どもを分け隔てなく愛することはなかなか難しいということでもあります。

二人以上の子どもを虐待するときは、親に子どもを養育できない大きな条件があり（一言でいうとどうしようもない親）、多くの場合、親子分離／子どもは養護施設に収容されます。

## 9. 虐待の予後とハイリスク予防

全国調査で家庭に戻った子どもたちのその

後を調査しました。多くは追跡不能（転居）もしくは虐待の再発がありました。約1割の少数は家庭に戻っても再発なしでしたが、子どもが虐待親と一緒に生活している条件をみますと、基本的には親戚と一緒に住むとか、保育園を活用するなどマンパワーがきちんと入らないと駄目だということでした。

いったん虐待が起ってしまうと子どもへのダメージが大きいですし、また再発問題を考えても親子関係を修復してやれる可能性は非常に小さいですね。いったん虐待が起こったら治らない、そうするとその前の段階で手を打たないといけないことになります。虐待を起こす因子を一つずつ消して行く予防方策で、ハイリスク予防と言います。

予防は妊娠期から始まっています。先程の死に至った例なども、妊娠した時点から“ふたごは嫌だった”、かつお産のときは“欲しくなかった”のです。妊娠期のケアからスタートして、出産では、ふたご、未熟児、小児期の問題として発達障害児ほか、親の問題、家庭の問題と、種々のリスク状態に対して援助しなければいけない。これらは子どもの健全育成を目標として保健所・保健婦さんが活躍しています。保健所は虐待前段階の予防の中心です。リスクから虐待の方向に進み虐待が発生すると、児童相談所が中核として対応します。日本国民は虐待通報の義務があります。

#### おわりに

今後も虐待が増えるか否かは大きな問題です。私は社会学者ではありませんから社会条件の解析はできませんが、悪い予感がしています。昔と今と比較して何が違っているかを考えますと、人間のコミュニケーション技術が落ちていると思います。子どもの苛めとか非行とか、不登校とかいろんな問題も、私の理解では、共通の背景があるのではないかと

子供を産む生殖年齢の若い親たちにとって「赤ちゃん」とはどういう存在かということを考えて見ます。昔は大家族ですから家族や近隣の人たちと、なんとか我慢しも共同体として付き合ってきた。しかし、今は核家族で、夫婦だけ、職業も親の跡を継がないで選べる時代になっていますね。そういう若い夫婦に子どもが産まれます。赤ちゃんのコミュニケーション手段は泣き声だけしかない。対応ができないとどうなりますか。

赤ちゃんは勝手なときに泣く、排泄する、乳を欲しがらるわけです。若い夫婦は「選べる」時代の人だから、自分のやりたいことをしたい。両者が一致しますか。結局、子ども・子育ては汚い、きつい（危険ではないので3Kではないですが）、感覚で赤ちゃんを見るようになるでしょう。育児が嫌になってしまう。

昔は家庭から近所に逐次的にコミュニケーションの輪が広がって行きましたが、今は、すぐインターネットで飛べますね。仲間集めも“好き”だけで仲間が作れる。結果として嫌いは排除していい。そういうアナロジーを置いてみますと、赤ちゃんが家庭の中で危険な事態に置かれることになるかも知れない。私は現在、地域社会が「地核変動」を起こしていると感じるのです。知識のコミュニケーション技術が進むほど人間コミュニケーションのレベルが下がってしまう。その悪の根源はインターネットではないか（笑い）。私もインターネットを重宝するんですが……………。今の時代は人間コミュニケーションを豊にする方策を考え実施しなければいけないと思います。教育の課題でもあります。

子ども虐待は子どもの将来に関わる社会の大きな問題です。子どもに関係するすべての職場で、ぜひ学校においても、虐待に対するセンサー感度を上げて頂きたいとお願い致します。ご静聴いただき有り難うございました。

## 子どもの保護と法律

横浜みらい法律事務所

弁護士 影山 秀人

### 1. 人権とは——子どもの人権とは

皆さん、お早うございます。弁護士の影山でございます。

“子どもの保護と法律”というテーマを与えられました。大変広いテーマでございますので、今日はその中で『虐待といじめ』について、法律がどのように関わっているのかということ、少しお話しさせて頂きたいと思っております。

虐待やいじめは子どもに対する人権侵害である、と言った場合に、皆さんは「そうだ」と言っていただけでしょうか。人権侵害である、私どもはそう思っております。子どもの生きる権利、生きていく生命力さえ時には奪ってしまうような事態、それが虐待やいじめのケースには多々ございます。そういう意味で人権侵害と捕らえて、私どもは日々活動しております。

それでは“人権とは何なのか”、皆さんはどのように理解されておられますでしょうか。当たり前だと言われるかも知れませんが、もう一つ問いかけさせていただければ、子どもには人権はあるのでしょうか。

15、16歳くらいの年齢の子ども達には人権があると、恐らくそれを否定される人はないでしょうけれど、0歳1歳2歳の子ども達にも人権があると本当に言えるのでしょうか。そういうことを突き詰めて考えていくと、人権とは何なのかということがよく分かります。

「人権」とは人が人として生まれた、ただそのことだけをもって当然に与えられ、そして奪われてはならない権利です。したがって、

世の中にはたくさんの権利——所有権とか、賃借権とか、日照権とか、環境権とか、さまざまな権利が言われますけれど、それらが皆大事なもので法律がそれぞれ保護しております。そしてその権利と裏腹には必ず義務というものがありますけれども、そういうさまざまな権利の中で、今申し上げた人権というのは、人が人として生まれたただそのことだけをもって与えられる権利で、諸種さまざまな権利の中でも最も重要なものであると言われています。

人がただ人でありさえすれば良いわけですから、当然0歳1歳2歳のお子さん方もみんな人です、従って人権があるというのは、今の定義からすれば当たり前だということになります。でも現実に0歳1歳2歳のお子さん方に「あなたには集会結社の自由がある、表現の自由がある、居住移転の自由がある」と、私たち大人に認められているごく当たり前の権利が、そういう0歳1歳2歳の間人権——お子さん方にもあるというふうに言ってみることに、一体どんな意味があるのかということを実は突き詰めて考えておく必要があります。

子どもの権利条約という条約が1989年に、国際連合の総会で満場一致で採択されております。我が国もこの条約を批准しておりますが、この条約を作る過程でも0歳1歳2歳の小さい幼児、小さい子どもにも人権があるのかどうか議論がなされたようです。中には、何歳くらいから人権があると言ったらいいだろうかというような議論もされたようです。でも最終的には、子どもの権利条約は、18

歳未満のすべての子ども達には大人と全く同じような人権があるんだという宣言をしています。

これはある意味では当たり前なんですね。この地球上の生きている人間の中には、自ら上手に自分の人権を行使できない—自分の権利を確保したり、自分の要求するものを訴えたりすることが出来ない人間というのは、実は非常にたくさんあります。例えば、生まれながらにして知的な障害をお持ちの方、或いは寝たきりの方、あるいは一生懸命人生を生きて、今は痴呆症になって殆ど自分の要求を表現することが出来ないようになってしまった人生の先輩であるご老人の方とか、この世の中に生きている人間にはさまざまな方がいますから、そういう方の中には、自分の権利を上手に行使できない人達が沢山いるわけです。

子ども達も、とりわけ小さい幼児のような子ども達も、ある意味ではそういう種類の人間だろうと思います。自分から、自分には表現の自由があるとか、集会結社の自由があるとか言ったり、権利行使をしたりすることは出来ないかも知れませんが、人間である以上、そういう小さいお子さんにもやはり人権がある。自分で上手に権利行使が出来ない人たちの人権はないがしろにしていいんだ、奪っていいんだというようなことを言ってしまうと、とんでもない社会になります。先程のような障害をお持ちの方、あるいはご老人の方々、また場合によっては国家・社会に役立たないというふうに権力者が決めつけてしまった人達の権利というのは、ないがしろにしてもいいんだということになると大変な社会になってしまいます。そういう意味では、子ども達の人権を大事に考えるということは、全てそういうことに繋がる大事な問題だと思っています。

自ら上手に人権行使が出来ない人達の人権、これも人間である以上奪われてはならない、

認めていかなければいけない。そういう人達の人権は、周りの権利行使が十分に出来る人たちがサポートをするのだということが、近時の国際的な人権思のになっています。したがって、子どもの権利条約も同じ思想で貫かれています。子ども達にも人権がある。そしてまだ子ども達が上手に人権行使出来ない、そのことをサポートする責任・役割が大人たちにある、私たち大人に子どもの人権をサポートする役割がある。是非、人権をそういうふうには捕らえて、個々の事例に当たっていくことが大事だろうと私は考えています。

## 2. 虐待について

次に、児童虐待のことについてお話しを申し上げます。

1999年度一年間、全国の児童相談所が受け付けた児童虐待に関する通報、相談は、遂に10,000万件を越えて12,374件に達したと聞いております。全国の児童相談所がこの虐待に関する件数をカウントし始めたのが約10年前です。その頃約1000件を越えた数でしたので、まさに10倍という数になっています。私ども弁護士も児童相談所であるとか、或いはいろんな児童虐待に関わるネットワークの中に参加させて頂いておりますけれど、最近はどこに行っても「もう、めっちゃくちゃだ、大変な数のケースが来ていて、どこの児童相談所も一時保護所は満杯状態、ホテルの予約ではありませんが何カ月先でないと、とても一時保護できない、それまでどうやって子どもを守ろうか」などと言うことを、一生懸命悩んでいるような状況がどこにでも見受けられます。

当然ながら、これだけの数、児童虐待の発見がございまして、困難なケースも大変増えてきております。一時保護であるとか、立ち入り調査であるとか、或いは児童福祉法28条の申し立てをして、強制的に親子分離を実現するとか、或いは民法に定めた親権喪失の

審判の申し立てをして、親の親権を奪ってしまわざるを得ないケースであるとか、そういう、法律を駆使しながら一つ一つのケースに対処せざるを得ないような、ある意味では困難なケースというのが、12,374件という数になってまいりますと、目に見えて増えてきているという感じがします。

私ども弁護士の方に、こういう場合はどうしたらいいんだろうかとか、こういうやり方で本当にやり切れるんだろうかとか、そんな相談や或いは一緒にネットワークに入ってほしいという要請などが増えてきているように思います。

困難なケースで、一旦はどうしても親子分離をしなければ、子どもを保護することが出来ない、また親子分離することが親にとっても一定のサポートになると思われるようなケースでは、意を決して法的な手段をとっていくことが、私が活動している神奈川県内でも増えていきますし、全国的にも大変増えているという状況です。

この親子分離の法的手段としては、児童福祉法28条による“家庭裁判所の強制入所の承認を貰う手続き”がまず考えられます。その他には、先程申し上げましたように“親権喪失の申し立て”をやはり家庭裁判所に行うという、この二つの手段が、長期的な親子分離を実現させるためには欠かせない法的手段ということになっています。短期保護ということであれば、一時保護という強制手段がございます。

### 3. 児童福祉法28条の申し立て

この28条と親権喪失について、若干、最近の傾向あるいは裁判所の判断の事例をご紹介申し上げたいと思います。

28条の申し立ての件数ですが、ここ数年で急激に増えています。平成6年全国で28条の申し立ては28件ありました。1都1道2府43県ですから、1件の申し立てもない

都道府県があるというのが、わずか6年くらい前の状況だったわけです。それが平成10年には65件と2倍以上に増えています。平成11年はこれよりもっと増えていますし、今年はこれを上回るペースで申し立てが各地でなされています。それから、かつては大阪とか東京とか横浜でとか、頑張る児童相談所と言いますか28条の経験のある地域は比較的容易に申し立てをするんですが、“我が県では28条の家庭裁判所の申し立てなんかやったことございません”などという都道府県の方が多かったわけです。やったことが無いので、どうやればいいのか分からないし、申し立てをしても本当に通るんだろうか自信がないということで、躊躇しているような場合が多かったわけです。しかし、ここ最近の例では、初めてやりましたと言うふうな都道府県が増えておりまして、地域的な範囲の問題でも28条の申し立ては増えているように思います。

どんな事例で申し立てをし、裁判所は認めてくれているのかと、幾つか事例を申し上げます。

例えば、福岡家庭裁判所の審判で認められた事例では、背中を踏むとか、頭や足を蹴るとか、頭を金づちで叩く、熱湯をかける、タバコの火を押し付ける、風呂に頭を沈める、真冬に裸で買い物に行かせる、などの身体的虐待を行ったケースで、28条の承認がなされました。こういう事例が認定されるのは当然だろうと思います。

それから、横浜の事例ですが、長年にわたり木刀で叩く、体を持って振り回す、殴る蹴る、頭を便器に押し込むなどの身体的虐待を行ったケースでやはり認められています。

浦和のケースでは、発見された段階では、意識障害、全身衰弱、脱水症状、前頭部に新たな挫創などがあり、栄養失調の症状も顕著で、もう少し来院が遅ければ死亡もあり得た（これは病院で一時保護されたケースですが）

というケースで承認を出しております。

福岡の家庭裁判所の事例では、過度の家事負担を強要し、手伝いが不完全であるとか、約束を守らないことを理由にして、深夜まで説諭をしたり体罰を加えたり、学校を欠席させたり、退学をさせるために授業料を払わなかったり、家から追い出して野宿せざるを得ない状況にするなど、主に精神的虐待を行ったケースで28条の承認をしています。このケースなどは精神的な虐待、あるいはネグレクトを認定して28条を認めているという意味で、大変大事なケースだと思っています。学校を退学させるために授業料を払わないということですが、単に不登校の事例などで児童虐待と言われてしまっただけでは困るということで、不登校の親の会の方々も、例えば新法の定義が不十分ではないかというような声を上げておられます。けれど裁判所もいわゆる不登校事例で、子どもが学校に行きたくないというのを親が見守る姿勢を取るような場合に、これをもって児童虐待である、ネグレクトであるということは言いません。言いませんが、今申し上げたように、授業料を払わないで退学させようとか、この事例では物凄い家事負担を子どもに押し付けている、それをやって無かったということで夜遅くまで説諭をする、そういうふうなことも合わさっていた事例です。28条の承認が出ました。

やはり横浜の事例で、食事や身体の清潔の保持など、基本的な世話など満足にしないまま放置放任して、危険かつ劣悪な監護状態においていたネグレクトの事案で28条の審判が出ています。この事例は兄弟のお子さんだったのですけれども、全く親は面倒を見ませんので、子ども達は野生児そのもので(野生児というとは逆に良いイメージもありますが)家の近所でたむろして、よその家に入り込んで食べ物を取ってきたり、食べ物を譲って貰ったり、コンビニに入って盗みをしてくるとか、或いは、小さい子ども達だけで路上で遊

んでいるものですから、この子ども達は何度も交通事故の被害者にもなっています。

或るときなどは、子ども達だけで高速道路をてくてく歩いているところを保護される、とにかく、何度も隣近所から苦情が出たり、保護の連絡があったり、あるいは警察が保護したりということ、一時保護も繰り返した事案で、児童相談所も始めから28条を適用したわけではありませんで、一年以上にわたってどうにかしようと言うことで細かい指導を親御さんたちにやっていたけれども、これ以上放置するとこの子ども達はいわゆる常識的な社会習慣を身につけることが出来ないということで、万やむを得ず28条の申し立てをし、家庭裁判所もそれを承認したというケースであります。

このように 精神的虐待とかネグレクトは大変事実認定が難しいし、子ども達に聞けば、殴られているわけでもありませんから、自由気ままと言えば気ままです。家に居たいと言います。とても施設に入れてくれなどは子ども達自身がいうような状況ではありませんけれど、子ども達の福祉のためには、この親に任せておいてはこの子どもたちの将来は無いと判断できる場合には、家庭裁判所は28条の決定をして、施設に強制的に入れるということも認めるケースがございます。

#### 4. 親権喪失の申し立て

それから、同じく親子分離をする手段としては、親権喪失という手段があるわけですが、どういうケースで親権喪失が出ているのか。私がまだ弁護士になりたての頃、あるいは、法律学を一生懸命勉強していた頃によく言われたことは、親権喪失という制度が民法にあるけれども、この申し立てをしたケースは何十年か前に、八王子の家庭裁判所で1件あるだけであるというような説明をされてきました。つまり、親権喪失の申し立てとか、あるいは裁判所の決定例とかは、長らく殆ど無か

ったというのが現状であります。しかし、ここ十年というか、場合によっては5～6年と言っていていかも知れませんが、ようやく増えてまいりました。親権喪失の申し立てのできるのは、子どもの親族、それから検察官、そして児童相談所長、こういう人たちが申し立て権があるわけですが、検察官が申し立てをしたのは性的虐待のケースで過去1件だけあります。これは非常に貴重な先例だろうと思います。

それから児童相談所長による申し立ても今まで殆どありませんでしたが、ここ数年増えてきております。神奈川でも最近、そういうケースを経験しております。多くは子どもの親族が親権喪失の訴えをしたりするわけですが、例えば、神戸家裁のケースでは、父親が女兒に対して模造刀で切りつけるなどの身体的虐待を加え、本児に何回か障害を負わせた事案で認められています。あとは大体、父親乃至は義父が性的虐待をしたということが認定できるようなケースで親権喪失の訴えが認められていることが多いのですが、東京家庭裁判所八王子支部の、97年10月のケースでは、食事を満足に与えず、絶えず大声で怒鳴りつけ、手や物ですごく殴打し、嘔み付き、火傷をさせ、風呂の水につけるなどの身体的・精神的虐待、およびネグレクトをしたというケースで、親権喪失を認めています。因にこのケースでは、児童相談所の申し立てで、既に28条の決定を家裁は出しておりました。つまり、親子分離はそういう意味では実現していたわけです。

親権喪失は多くの場合、親子分離の手段として、つまり一時保護しても親が“返せ、自分は親権者なんだ、親としての権利がある、この子を私のもとに返せ”というふうに主張して譲らない、大変強硬に引き取り要求をしてくる場合に、“あまりにもやったことが酷い、あなたは本当に親と言えるのか”というケースで親権喪失の訴えをして、その引き取

り要求を強硬にやってくる親の親権自体を奪い去ってしまう。そうすると後見人が選ばれますから、場合によっては後見人の同意等で入所措置をする、という手順になるわけですが、今のケースでは既に28条の決定は下りているわけです。従って、施設の方には強制的に入れることができるし、それに対して親権者からとやかく言われる筋合いはないと言うような状況になっているにも拘わらず、家庭裁判所は敢えて親権喪失の訴えを認めました。どう言っているかといいますと、「既に、別件で児童福祉法28条の審判も認可されているものの、両親と完全に縁を切って、その干渉を一切受けないようにしたいという本児の強い要求が妥当である」ということです。

子どもの思い——それを家庭裁判所は尊重して（法的な親子の縁を切る手段は日本にはないのです、どんなに嫌な或いは憎い親であっても、親であることは一生なくなりません、養子縁組しても実子関係はなくなりません、当然将来は相続の問題が発生したり扶養の問題が起こったりするわけですが）、せめて子どものそういう思いから、20歳になるまでの間“親権者でございます”などということ言わせないという——そういう子どもの思いを実現させてあげようということで、家庭裁判所は親権喪失の訴えを認めたわけです。

ケースとしては先程申し上げましたように性的な虐待が多いのですが、やはり今の裁判所の判断のように、子どもが何としても親子の縁をできるだけ切りたいと思うようなケースでは、この親権喪失の訴えは有効であるように思います。

検察官による申し立てがわずか1件、そして児童相談所長による申し立てもまだ多くはないという状況ですけれど、97年の厚生省の通知でも、親権喪失の訴えは積極的に活用するようにとっていますし、新法でもこの親権喪失の訴えの活用を積極的にするように

ということを法律でも謳っておりますので、今後は児童相談所長等による訴えも増えるのではないかと思います。

最近私が経験したケースでは、以上二つの手段のミックス型というの、ぼちぼち全国でも出てきています。神奈川県でも経験しました。どういうことかと言いますと、親がものすごい強い引き取り要求をして（親がかなり暴力的な態度を示す、或いは強迫的な態度を示して）児童相談所の一時保護所或いは一時保護委託をした病院等々に対し、日々ものすごい攻撃をかけてくる――もちろん一時保護は児童相談所長の権限で、親が何と言っても保護はする、そう簡単には帰しませんと毅然と対処しなさいというのが厚生省の通知ではありますが――そうは言っても現実問題として毎日毎日長電話がきたり、或いは実際に来て怒鳴ったり、場合によっては“裁判を起こすぞ”というふうなことを言う、或いは“お前にも子どもがいるんだろうな”などと言って、職員の家族にまで危害が及び兼ねないような氣勢を示されてしまう。私が経験したケースでも、児童相談所の女性職員などは泣いてしまうと言うような場合には、何が何でも一時保護はやり抜けなどと言う精神論を言われても、これは困ります。それなので、なんとか法的に親権者の強い引き取り要求の攻撃を少しでもくい止めたい、法的手段は無いかという相談を受けまして、それには保全処分というのがある――その親権者の親権を一時停止させる、そして親権代行者を専任してもらおう――親権喪失の申し立てをした場合の保全処分というのがあるわけです。

児童福祉法の28条の申し立てをした時に、この保全処分ができるかどうかに関しては、実は法律には明記してありませんので解釈に委ねられておりまして、過去には2件だけ、横浜の事件と浦和の事件で28条の申し立てを本案にした保全処分が認められたことがありますが、最近、最高裁はそのような28条

を本案にした保全処分に関しては、慎重に対応するようにと全国の家庭裁判所に、事実上の指示のようなものを流しておりますので、なかなか28条のために保全処分を出して下さいというのは通りにくくなっております。それなので、28条の申し立てをすると同時に、親権喪失の申し立ても両方出して、親権喪失の申し立てを本案にした保全処分をやる、この保全処分は通りました。親権喪失の審判と28条の審判では、どちらが早く出るかということ、28条の方が早く出やすいです。

28条の審判が出たら、保全処分と親権喪失の申し立て自体は取り下げってしまうという、ある意味ではミックス型法律手段を駆使しながら、一つのケースに対応していくということが行われたりしています。

## 5. 児童虐待の防止等に関する法律

11月20日に新しい法律―児童虐待の防止等に関する法律―が施行されます。

この法律は、従来の実務で行われていたことを追認するような法律ですけれど、しかし勿論、今までなかったことが幾つか定められています。例えば、児童虐待に関する定義規定が定められましたし、すべての人は児童虐待をしてはならないという禁止規定も盛り込まれています。この意味というのは、決して少なくないだろうと思います。また、国や地方自治体に、児童虐待に対する対策を取る義務、或いは広報宣伝をする義務、そういう義務という形で対策を取るように定めています。ある意味では行政サービスとして、或いは恩恵として虐待問題に取り組むという姿勢では、これからは困るわけです。法律は、国や自治体の義務、責務としてこの問題に取り組まなければならないと定めています。これも意味のある規定だろうと思います。

それから、医師とか弁護士とか専門家に、早期発見、努力義務というものを課しました。これは、今までもすべての国民に虐待の発見、



通報の義務というものがありましたので、専門家に改めて注意を促すという意味ですけれども、同時に、そういう専門家は守秘義務を負っています。自分の職務上知り得た秘密をみだりに外に流してしまうと、場合によっては秘密漏示罪という刑法犯罪になりかねないということで、例えば、病院で児童虐待を疑った場合でも、本当に児童相談所に通告していいのだろうか、と迷われた先生方も多いと思いますけれど、新しい法律では、刑事免責が明記されました。そういう場合には秘密漏示罪には当たらないということで、むしろ、義務として早期発見の努力をして下さい、ということを経験では決めました。

また、一時保護の期間制限についても書かれています。2カ月を原則とするということで、一時保護と称してだらだらと長く身柄を拘束することが無いようにと、新しい法律には書かれています。

それから、保護者への指導勧告——もともと児童福祉法27条に、保護者に対する児童福祉司の指導というのがございまして——その指導は保護者が受ける義務があると、新しい法律には明記されています。義務があるのに保護者が児童福祉司の指導に従わないということであれば、都道府県知事はその親に対して、きちんと指導に従うようにという勧告ができることが新設されました。

これも、確信犯的に児童相談所の指導に従ってこない親に対して、都道府県知事が勧告くらい出してもどのくらい実効力があるだろうか、実効性に対して疑いの声は上がっておりますけれど、新しい制度ですからそれに適するケースも、これだけ沢山の（一万件を越える）相談が来ていますと出てくるかも知れません。適するのではないかと思えるケースでは、積極的にいろいろ活用してみることも良いのだろうと私は思っています。

実は、全国の児童相談所で、今まで親子分離をしたり、親の同意を得て又は同意を得な

いで、28条等で子どもを施設入所等をさせた場合、当然その後も親に対して指導はしているわけですが、行政処分としては、子どもの入所措置だけをしておりまして、親に対する指導処分は正式には取ってこなかった。事実上親に対して指導していますけれど、行政処分として、つまり、親がそれを受ける義務があるという形で、“あなたに対しても指導処分します”と正面切って親に対して当たってきたということは殆ど無いのです。そんなことやっても、親に効果があるとか、聞いて貰えるとは思えないというのが実際ののだろうと思いますが、今までやってきていないわけです。

新しい法律は、それをもっと活用するようにと、そして親はその指導を受ける義務があり受けなければ勧告までする、と書いておりますので、これが使えるケースでは、大いに使っていく必要があるだろう。残念ながら新しい法律では、親に対するカウンセリングの受講義務、例えば裁判所が受講命令を出すというような制度に関しては見送られましたけれど、この親に対する勧告制度が、場合によってはそういう親に対する受講命令的な制度に発展していく芽になるかも知れないと思っております。使えるケースではぜひ使ってみてほしいと思っております。

28条で子どもを施設に入れた場合に、施設長は親の面会要求に対して、それを拒否することも出来るということが、新しい法律では書かれております。これも従来、28条で子どもを保護した場合、施設長が子どもの状況を見て、今はまだ親に会わせるべきではないと判断した場合には、面会を制限することは出来て当たり前だろうと、解釈では言われておりましたけれど、法律はそれを明記しました。

では、28条以外はどうなのか、同意入所の場合はどうなのか、或いは一時保護している場合には親の面会拒否は出来ないのだろう

か、法律というのはどこか一つ書きますと、反対解釈という解釈が出来ますから、書かれたこと以外は逆に出来ないのではないかという解釈で、恐らく解釈が今後割れていく部分だろうと思います。ただ従来、例えば、一時保護を取った場合、児童相談所長が親の面会要求に対しては、まず子どもの福祉を最優先に考えて、子どもの状況からしてまだ親に会わせる状況ではないと判断した場合には、面会拒否はしております。その実務というものを今後は出来ないと言ってしまふ解釈はあり得ないだろうと思っております。

新法では児童福祉司や児童相談所長の資格を強化しましたし、児童福祉施設の最低基準について、改めてそれは、発達のために必要な生活水準を確保しなければいけないと明記しています。今まででもそれは当たり前だったのですが、新しい法律で明記したということは、今までの状態が必ずしもそうではないのだという国の姿勢を法律で明らかにしたと、当然読むべきだろうと思います。そういう意味では、最低基準は当然見直されなければならない、新法はそれを要求していると解釈出来るのだと思います。

新しい法律がまだまだ不十分だと多くの方から言われております。そのとおりだと思います。親権の見直し規定もございません。裁判所の関与——もっと裁判所がチェックをしたりする必要があるような法的システムが幾つかありますけれど、そういったものは全部見送られております。しかし、3年後にこの法律は見直すと言われておりますので、新しい法律を活用出来るところは大いに活用しながら、3年後の見直しに繋げていきたい、そのための努力をさまざまな現場の方々と共

います。

弁護士、或いは法律がこの“いじめ”にどういうふうに関わるのかと言うことですが、まず相談を受けてアドバイスすることは、日常の業務のなかで多々ございます。私どもも弁護士会で、子どもの人権110番とか、相談窓口で、電話や面接で、子どもの人権に関するさまざまな相談を受けておりますけれど、その中では、不登校とかいじめの問題とか、或いは学校での教師とのトラブルであるとか、このあたりが数的には大変多い相談と言うことになっています。

いじめに関する相談を受けた時、そしてそれに対して、例えば取り敢えずアドバイスをするような場合に、この相談アドバイスは、お座なりな対応をすると大変危険です。それは後程申し上げます。

それから、私どもは単にアドバイスをするだけではなくて、たいへん緊急を要するようなケースでは場合によっては、交渉とか調整とかいうことを実際に現場に赴いてやらざるを得ないという場合もございます。更に、法的な手段を使いましょうというケースも、中には出てきます。どういう法的手段かと言いますと、例えば、いじめによって怪我をさせられたり、場合によっては死亡してしまったりということもございます。すでに警察側も動いているということもございますが、まだそういう状態ではないということだと、いじめの加害者を相手に刑事告訴であるとか、刑事の告発などをして、加害生徒を刑事事件にするというような法的な手段があります。それから、民事の損害賠償請求をするという形で、弁護士が関わるということもあります。この場合にはやはり、交渉があったり、交渉

弁護士会—弁護士会というのは基本的には各都道府県に一つ（市町村弁護士会というのはいないのです）—各都道府県弁護士会になりますけれど、そのなかに人権擁護委員会という委員会がごさいます。そちらに人権救済の申し立てをする（費用はかかりません）と、弁護士会が調査をして、何らかの勧告をするというシステムがあります。これは、ただで活用出来るという意味で、そして弁護士会が実際に動いて一定の結論を出したときには、マスコミ等にもかなり影響力があるということもありまして、まあ使える第3者機関かなと思います。

同じようなものとして、法務局の人権擁護局というのがごさいます。これも人権救済の申し立てをすることが出来ます。或いは、神奈川県の場合は、子ども人権審査委員会という、子どものオンブズマン的な組織がようやく最近出来上がりつつありますので、そういうオンブズマン的な機関があるような地域では、それを利用するというところもあるかと思えます。或いは、各種民間のオンブズマンとを利用することもあろうかと思えます。

そのように、法律あるいは弁護士が関わる場合、相談で終わる場合、交渉調整をする場合、刑事的なものを使う場合、民事的な損害賠償を使う場合、あるいは第3者機関を使う場合、そういう対応の仕方があります。

さて、先程申し上げた相談アドバイス、これをお座なりにやりますと、或いはいじめの構造とか、現場でのいじめの状況、または動き方によっては、それがどういうふうに進んでいくのかということを理解しないまま、“それはこうしたら良いんじゃないか”と軽率にアドバイスをしてしまいますと、却って問題をこじらせてしまうというか、深くしてしまうということがあります。私どもが注意をしているのは、相談を受けた場合に、先ず被害者を守るということを第一に考えます。当然、仕返しの防止、私どもが軽率に動いた

りすることで、更に大きな仕返しとか、いじめを受けてしまうということが無いように動かないとまずい。従いまして、必ず親、そして学校と連携をしていかなければ、いじめというのはそう簡単に解決は出来ませんけれども、しかし、時期とかチャンスとか、いろいろありますので、相談を受けたらすぐに“それは学校の先生に言いなさい”とか“親に言いなさい”といったアドバイスをすれば良いというものではないのです。学校の先生に、いじめの事実を言った場合に、その先生がどういう動きをして下さるのかと言うことまでしっかりケアしないと、学校の先生が“そうか、いじめか”と言うことで加害生徒を呼んで、“お前やったのか”などと聞いて“まあ、仲良くやれ”と言って握手をさせる、というような対応でポンポンと行ってしまうと、これはまた仕返しとか、更なるいじめということになってしまいますので、学校の先生に伝えれば良いというものでも無いと思っております。

いろいろ話を聞いてみますと、いじめられるお子さんにも、まあこういう点があるから割といじめの対象になり勝ちなのかなと、大人からすれば見えてしまうような場合もあるわけです。そうすると、どうしても、アドバイスをするとか、上から下に子どもに物を言うような発想で言いますと、なんとなく言いたくなってしまうわけです。“あなたのことを直せばいいよ”とか“あなたのここが問題だからいじめられるのよ”とか、言いたくなってしまう、しかしこれは非常に危険だというふうには認識しております。

仮に、いじめを受けているお子さんに一定の問題があったとしても、その問題を直す時期があるわけです。そのアドバイスをして、その子がそのアドバイスを受け入れて、その子が問題点に気づいて改善をしていくとしても、それはその時期があるだろうと思えます。先ず、いじめられて被害を受けて、場合によ

っては生きるか死ぬか、自殺も考えているという切羽詰まった状況の時に、その子の問題を指摘して“お前、これを直せ”というようなアドバイスというのは全く無効、意味がないと思います。先ず、全面的にその子の言い分を受容して守ってあげると言うことが、相談アドバイスの場合には大事だろうと思います。

そしてまた、形ばかりの注意ではやはり駄目だと思っております。先程言いましたように、仲直りの証しとして握手をさせて、これでもう大丈夫だと思っているような指導では到底解決にはなりません。それから、いじめかどうかの判断に迷うような場合ですけれど、私どもは、被害者の気持ちを最優先に考え、被害者が苦しい思いをしているのであれば、かりにいじめる側がいじめと認識していなくても、単なるふざけだとか遊びだと思っていた場合であっても、それはいじめだと考えます。さらに、いじめは重大な人権侵害であり、時には人の命さえ奪ってしまうほどの人権侵害で、単なる遊びであるとか、ふざけであるとか、その延長であるとかいう程度の認識で対処してしまえば、重大な問題を起こしてしまうと思っております。

## 7. 学校の責任

いじめに対する責任としては、だれが責任を持つのかということですが、加害生徒がいれば、その加害生徒に責任があるのは勿論ですが、加害生徒の親も監督責任を問われます。それから、学校が責任を問われる場合もあります。学校は、子どもたちが少なくとも昼間――学校が子どもたちを預かっている間――は、子どもたちに安全配慮義務があります。学校で安全な学校生活を送れるように、学校は配慮する義務があるわけです。それを怠った場合には、学校にも責任があると言われていきます。この安全配慮義務の、更に中味としては、先ず「動静把握義務」、つまり自分の

クラスの中であれ、学年の中であれ、自分の学校の中で、いじめが無いかどうか。“知りませんでした”で、知らなければ責任が問われないのでは困るわけです。動静把握義務として、しっかりといじめの発見に努める義務があると言われております。そして、何らかの兆候を掴んだ時に、変だと思ったらそれをそのまま、まあ取り敢えず様子を見ようというのではなく、しっかりと「実態調査をして全容解明をする義務」が、学校にはあると言われております。そしてある程度いじめの実態を掴んだ場合には、それを防いでいく「防止措置義務」があると言われております。更に、そういうことをするに当たって、「保護者との連携、保護者への報告」をしなければならない。

安全配慮義務の中味として、いま挙げた4つ、これが学校側にはある――動静把握義務、実態調査・全容解明義務、防止措置義務、そして保護者への連携・報告義務――これらを何処かで怠っていた、やるべきことをやっていなかったということになりますと、学校にも責任があると、学校の責任を問う裁判例が幾つか出始めていると言う状況です。

いじめによって自殺をしてしまうということもかなりあるわけですが、裁判例は、自殺をしてしまった場合に、その死んでしまったことの責任まで学校に問うことが出来るか、あるいは加害生徒とか生徒の親に問うことが出来るかということに関しては、従来、かなり厳しく消極的に判断をしていました。つまり、人が自殺までしてしまうかどうか、死んでしまうかどうかまでは、そう簡単に予測出来ない――自分がいじめて、或いは自分のクラスの生徒がいじめをしていると思ったときに、学校の先生が“この子、自殺してしまうかも知れない”、そこまで予測するのはなかなか難しいだろうというのが、従来の裁判所の判断でした。しかし、実は、いじめによる自殺が昨今大変多く起こっておりますの

で、最近、裁判所の雰囲気がちよとずつ変わってきました。つまり、深刻ないじめという事態があった時に、子どもは場合によっては自殺まで考えるものである、そこまで学校側はしっかりと心配してケアをして置かないと、漫然と対策を取っていただけで、案の定自殺してしまいましたという時には、責任はございませんという訳にはいかないのではないかというニュアンスが、少しずつ出始めてきています。

今までは、本人が“俺、死ぬぞ”とか、遺書を1カ月か2カ月前に書いて、“先生、僕、死にたい”などと言った時に、“そんなこと止めろよ”なんて言っていて、本人が自殺を仄めかしていたにも拘わらず何の対策も取らないまま、「案の定自殺してしまいました」みたいな、サインが明確に出ている場合にそれを放ったらかしにしたら、やはり責任がある—その時は死んでしまった責任まで問わ

れるというのが、裁判所の考え方でした。しかし最近では、かなり深刻ないじめであれば、子どもは自殺というところまで追い込まれてしまうということがあり得る、ということを裁判所は考え始めているようです。

これは、龍野というところの学校の裁判例で最近出たものですが、いじめではなくて体罰だったのですが、ひどい体罰の結果、子どもが自殺してしまったケースで、こんな体罰があれば子どもが自殺を考えるのは当たり前ではないかということで、裁判所は自殺をしてしまった死亡の責任まで学校に対して認めているという裁判例が最近出ています。

時間になりましたのでこれで終わりたいと思いますが、被虐待児あるいはいじめの被害者の保護のために、この日本育療学会の先生方の今後の援助を強く期待して、私の話を終わりたいと思います。

ご静聴ありがとうございました。

〈育 療〉 —既刊1号〜7号—主な内容 (8号以下は別頁)	
<p>《創刊号》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本育療学会発足にあたって…会長 加藤 安雄</li> <li>・特別研究「入院中の学校教育の意義」…松井 他</li> <li>・難病対策基本法の制定を求め…親の会共同アピール</li> <li>・声—病気の子供への理解と教育を(親の願い)</li> <li>・日本育療学会 設立の趣旨および会則</li> <li>・文部省通知…〈病気療養児の教育について〉</li> </ul>	<p>《第5号》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特集「学校に行けない子供の現状と課題」—櫻江・シンポジウム</li> <li>「筋ジストロフィー児の生活の充実に向けて」</li> <li>・声—障害をもって生きること…名倉由紀子</li> </ul>
<p>《第2号》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別講演「優しさを科学する」…国立小児病院院長 小林 登</li> <li>・特集…親の立場から…藤・藤・藤・藤</li> <li>・「入院中の学校教育の意義と役割」(2)—谷村雅子他</li> <li>・欧州視察研修報告(1)…佐藤 栄一</li> </ul>	<p>《第6号》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特集『医療行為と生活行為のはざま』平野俊徳</li> <li>・特集『特集第1回研究・研修会』</li> <li>①心身に障害が合って学校に行けない子供の具体的な要因と対応 ……吉住 昭</li> <li>②学校に行けない子供を持つ親の体験・須永和宏</li> <li>③シンポジウム「学校へ行けない子供への対応」</li> </ul>
<p>《第3号》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特集 教育実践を通して 医療・家庭・福祉と連携</li> <li>・特別寄稿「病院に望む教育環境」…佐藤 隆</li> <li>・欧州特殊教育視察研修…佐藤栄一</li> </ul>	<p>《第7号》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・21世紀をめざした病弱教育の課題と展望</li> <li>・特別寄稿 成人した難病児の小・中学校時代の体験に関する研究 …小林信秋 中井 滋 武志 豊</li> <li>・特集 21世紀をめざした病弱教育の課題と展望</li> <li>①病弱教育の変遷と21世紀向けの課題… 加藤 安雄</li> <li>①病弱教育対象児の実態の推移と展望…武田 鉄郎</li> <li>①医療から見た病弱教育の課題…中尾 安次</li> <li>①病弱養護学校の教育の展望…佐藤秀信・山腰美佐子</li> <li>①病院内学級の教育—その意義と課題 ……柳 頼・肥田子・中太・藤 早・中川 好・田 龍</li> <li>・『在宅筋ジストロフィー児の生活の現状と課題』…深川 常雄</li> </ul>
<p>《第4号》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特集 医療の進歩に伴う 学校での生活の変化と生活上の留意事項</li> <li>・「実践事例」無菌室における学習保障… …… 久留米養護学校清瀬分教室 斎藤淑子</li> <li>・欧州特殊教育視察研修(3)… 佐藤 栄一</li> </ul>	

(育 療)	
—既刊8号～20号—主な内容 (1号～7号は別紙)	
<p>《第8号》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特集 心身の健康に問題をもつ子供への福祉援助</li> <li>① 福祉制度と福祉サービス ……中塚 博勝</li> <li>② 心身の健康に問題をもつ子供への福祉活動 ……山川 保</li> <li>③ からだの弱い子どもの施設療育 ……中塚 博勝</li> <li>④ 重症心身障害児施設における療育 ……平山 義人</li> <li>⑤ 福祉的活動の実際 ……佐藤 栄一・松崎くみ子他</li> <li>⑥ 福祉から見た教育への期待 ……石川啓治郎</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑦ 筋ジス児に対する取り組み ……上保 隆夫</li> <li>⑧ 慢性腎疾患児への支援のあり方 ……乾 拓郎</li> <li>⑨ 腎炎・ネフローゼ児の教育 ……成田 悦雄</li> </ul> <p>《第15号》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特集—自閉症</li> <li>① 自閉症の研究の動向 ……山崎 晃資</li> <li>② 自閉症の治療と予後 ……杉山 登志郎</li> <li>③ 自閉症児への対応の現状と課題 ……関戸 英紀</li> </ul>
<p>《第9号》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特集「病弱児の看護」</li> <li>○ 『総論』病弱児の看護を考える ……吉武 香代子</li> <li>・病院・施設・学校等と看護—久世信子・駒松 仁子 他</li> </ul>	<p>《第16号》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・《特別寄稿》群馬の病弱教育 ……海野 俊彦</li> <li>・特集—教育・医療・保護者の連携—</li> <li>(縦)…河原 仁志(横)…宮原 亮一(顔)…森 紀夫(舐)…大井 洋子(欄)…高良 吉広(錷)…大塚 孝司(錷)…高橋 紀子(燻)…神田 倍子(燻)…井上 幸子</li> </ul>
<p>《第10号》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療と教育の動向から ……加藤 安雄</li> <li>・《特稿》 障害をもつ子供がいる家族との関わり ……中川 正次</li> <li>・特集—家族—</li> <li>① 「子供の死—親の思い」 ……井上・関口・熊倉</li> <li>② 「親の立場から望むこと」 ……大塚・根本・水谷</li> <li>③ 「家族の絆」 ……飯島・柳楽・榎原・藤波・藤松・佐野</li> </ul>	<p>《第17号》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特集—第5回学術集会・研究・研修会—</li> <li>《記念講演》子どもの心のゆがみと 心理療法 ……大原 健士郎</li> <li>① 思春期の子どもと心理と不登校 ……菅 佐和子</li> <li>② 難治性てんかんをもつ子どものケア ……杉山 健郎</li> </ul>
<p>《第11号》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新『福子の伝承』を求めて ……波平 恵美子</li> <li>・小児気管支喘息の治療の現状と問題点 ……西間 三啓</li> <li>・特集 闘病の跡と指導の実践報告</li> <li>① 闘病の跡 ……加藤 裕子・玉田美希子</li> <li>② 指導の実践報告 ……山口恵里子・室岡徳・池田俊子</li> </ul>	<p>《第18号》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特集—不登校—</li> <li>① 不登校の具体的な要因と対応 ……門 真一郎</li> <li>② 思春期の心の健康と不登校 ……山下 俊幸</li> <li>③ 不登校の親と子の援助 ……佐藤 純</li> <li>④ 不登校児へのかかわりを通して ……山田 良子</li> <li>・ &lt;研究発表&gt;—不登校—</li> <li>病弱児の心理的適応を図る指導 ……木滝 千代子</li> <li>・親の会の共同アピール(難病対策基本法の制定を願って)</li> </ul>
<p>《第12号》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特集 小児ガン・アレルギー性疾患</li> <li>① 小児がんの子どもたちのQOL ……細谷 亮太</li> <li>② 小児眼がんの子どもとの相談 ……西田 知佳子</li> <li>③ アトピー性皮膚炎の治療の現状と臨床 ……山本 昇壮</li> <li>④ 『個性化』した患者指導の必要性 ……栗原 和幸</li> <li>⑤ 小・中学校における喘息児の対応の現状 ……北 栄子</li> </ul>	<p>《第19号》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・《寄稿》アトピー性皮膚炎の子どもの QOLを高めるために ……樋口 寿江</li> <li>・特集—重度心身障害—</li> <li>① 最近の新生児医療 ……亀山 順治</li> <li>② 重度心身障害児の医療 ……奥野 武彦</li> <li>③ 重症心身障害児の通園医療 ……土屋 浩伸</li> <li>④ 重度心身障害児の養護・訓練 ……林 節雄</li> <li>・ &lt;資料&gt; 児童虐待の防止等に関する法律</li> </ul>
<p>《第13号》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気管支喘息児の心理的問題と改善 ……吾郷 晋浩</li> <li>・喘息児の自己管理能力を高めよう ……内田 雅代</li> <li>・特集—医療と教育実践—</li> <li>① 喘息児に対する学校教育の治療上の効果 ……西牟田敏之</li> <li>② 小児がんの子どもに対する教育の治療上の効果 ……気賀沢寿人</li> <li>③ 不登校の子どもへの教育とは何か ……竹内 直樹</li> <li>④ 喘息児の心理的不適応の理解と改善 ……西原 昇次</li> <li>⑤ 不登校児A子への指導実践 ……越前 寛</li> <li>⑥ 高等部における養護・訓練「総合」の取組み ……法邑三知夫</li> </ul>	<p>《第20号》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これからの病弱教育 ……加藤 安雄</li> <li>・特集—調査研究と実践報告—</li> <li>① 高等部進路状況の後方視的追跡調査 ……武田鉄郎他</li> <li>② 腎疾患児の自立活動 ……角田 哲哉</li> <li>③ 訪問教育の実施状況に関する調査研究 ……中島伸一郎</li> <li>④ マルチメディアも活用した補充指導 ……赤城養護学校</li> </ul>
<p>《第14号》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・《特別寄稿》『免疫と長生き』 ……奥村 康</li> <li>《講演概要》小児腎臓病の自己管理を 困難にする要因 ……春木 繁一</li> <li>・特集—医療と教育実践—</li> <li>① 心身症的傾向の子の養護・訓練 ……菅原 玄彦</li> </ul>	<p>※既刊号をご希望の方は日本育療学会事務局へ。 申し込み: TEL, FAX 042-722-2203 佐藤 隆(宛)</p>

## 個の思いや動きを核とした教育課程

山梨県立富士見養護学校旭分校

深澤修 棚田京子

## 1 はじめに

旭分校は、南東に富士を眺め、背後には日本第二の北岳を擁する南アルプスがひかえ、そこから流れ出る扇状地の上部に位置する。平成9年4月、精神科の専門病院に併設する養護学校として産声を上げた。病院で加療する小5から中3までの子ども達の教育保障をする場である。地域の中では、病院（+養護学校）のイメージは重い。そのため、保護者と子どもが病院の門をたたくまでの道のりは遠い。その時分校は、親にとって見れば「最後の砦」にも映るのかもしれない。しかし、私たちはここを何とか一つの中継地点にした。そのために安心できる学校でありたい、そんな思いでスタートした。

不登校という形で普通の学校からはみ出てきた子ども達、人や自分との関係に傷つき、疲れ、環境（人・物・出来事）と適当な距離をとれない子ども達、日々状態が変化する子ども達を目の前にずいぶん戸惑った。私達があるべき姿ばかりを子どもに当てはめただけではどうにもならない、「学校」というものの意味を自らに問い直さなければならないことが何度もあった。そんな中、3桁以上の話し合いや研究会を経て、現在の教育課程の原型ができたのは、開校からほぼ1年がたった頃であった。

教育課程の最も大きな特色をあげるとしたら、その全般にわたって自立活動の要素を多く取り入れていることである。特に子どもが、「選ぶ・決める・やってみる（伝える、調整する）・ふりかえる」事が学校生活の全場面で設定されている。そのことで自分を大事にすることを学び、それが環境（人・物・出来

事）と関わる力、すなわち「生きる力」につながると考えている。分校の自立活動は教育課程と不可分の関係にある。従ってこのレポートでは、中学部の教育課程の概要とそれとほぼ同時に歩んできた子ども達との関わり（事例）を発表し、これまでの検証としたい。

## 2 教育課程

## (1) 転入時の子ども達

表面的に特徴をあげれば次のようなことがあげられる。

- ・自信のなさが見える。その裏返しとしての自己主張の強さ。いずれにしても、柔らかい表情はなく、楽ではない表情。
- ・人との関わりが不得手で、集団に入れない。人の思惑を気にして動けない、または過度に期待に応えようとする。
- ・校内の特定の場所にいることが多く、その場所以外への広がりが少ない。ましてや、校外にでることは難しい。
- ・しばしば食べることにこだわりをもつ。

これらの特徴は、不登校やひきこもりの状態を経験してきた子ども達ということを考えれば当然のことなのかもしれない。また、病弱養護学校に通う心の病を持つ子ども達が、関係性の障害を持つと言われることとも重なる。

## (2) 教育課程編成上の基本方針

子ども達の実態や観察から次のような方針を立てた。

- ア 安心して自らが、選択し、決定し、行動することの重視。
- イ 立ち止まって自らを振り返り、自分と向

- かい合う機会の設定。
- ウ 他の人と自分と考え方の違いに気づき、調整する力の重視。
- エ 人間関係の形成に留意した集団の編成と活動の経験。
- オ リズムのある学校生活による心身の開放。
- カ 一人一人の学習進度に即した教科学習の実践。

その他留意したこと

- ・既成の概念にとらわれない。
- ・子どもにあわせて柔軟に変えていける。
- ・時間割には子どもにわかりやすく、柔らかいネーミングをする。
- ・子ども向けに時間割等についてのプリントを用意し、説明会を開く。

(3) 自立活動的な意味合いが強い時間や仕組み (資料1, 資料2を参照)

- |                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                              |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>ア あいタイム</li> <li>イ 作戦タイム</li> <li>ウ フリータイム</li> <li>エ 自分タイム</li> <li>オ 選択タイム</li> <li>カ プレクラス</li> <li>キ チャレンジテスト</li> <li>ク 集団</li> </ul> | <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; width: 20px; height: 80px; margin: 0 auto;"></div> <p>自立活動のカウント</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

その他 担当制・・・HR担任制はとらず、一人の子どもに一人の担当の教諭がつく。一対一の関係の中で学校生活全ての基盤づくりをする。

3 成果 (数字の面を中心に3年間を振り返ってみると・・・)

(1) 子どもがみんなの前で表現する機会が増えたこと

終業式を利用して、学習の成果や様子を発表する機会を設けているが、積極的に楽器演奏、卓球の試合などをする動きが出てきた。(今年度などは、式が文化発表会の様になってきている)

また、創立3年目の3学期には、教員が創作した脚本をもとに中学部全員と教員全員がキャスト、スタッフにわかれ、保護者や病院関係者の前で発表することができた。準備から発表まで2ヶ月間を要した。子ども一人一人がそれぞれのポジションを受け持ち、全員参加の大きい集団の中に身を置き、長期間意志を持ち続け、一つの作品を仕上げられた意義や喜びは大きい。

(2) 出席率が上がったこと

全生徒の出席率を比べると、1年目が80%、2年目が90%、3年目が95%と確実に上がっている。現在の教育課程が2年目から本格的に実施されたことの影響が大きいのではないかと学校が子ども達にとって安心できる居場所の一つとして認知された結果といえる。

(3) 試験登校が増えたこと

原籍校に試験的に登校してみようをいうが、3年目ののべ回数は43回行われ、2年目に比べ3倍以上に増加した。分学校在籍期間が2年目の生徒が比較的多いという条件があるが、かつては拒否してきた集団を受け入れて、自分の身を置いてみよう、試してみようという気持ちの表れである。

(4) 校外学習が増えたこと

校外学習(校外に出かけるあらゆる学習)は2つのタイプに分類している。1つは教員



からの提案で、教員主導で実施するものと、もう1つは子どもが提案して子ども主導で実施する(教員の支援はある)ものがある。3年目はその総数が2年目に比べ約1.6倍になっている。また校外学習が後者の場合、フリータイムでの実施となるが、その時間に子どもが子どもや教員を誘って実施まで持って

いったことの意味も大きい。個の思いが実現することでそれが自信となり、後で述べるが子どもからの申し出、提案から半年の準備期間を経て2泊3日の東京・横浜方面への卒業旅行が実施されたことは最も特筆すべきことである。

資料 1

平成12年度 中学部 時間割

	月	火	水	木	金	土
9:15	登校					
9:25	よりあいタイム / 自分タイム					
9:35	ちよつとタイム					
9:40	理科	自分タイム	英語	自分タイム	国語	自分タイム
				社会	自分タイム	数学
						自分タイム
10:30	ちよつとタイム					
10:40	社会	自分タイム	数学	自分タイム	理科	自分タイム
				英語	自分タイム	国語
						自分タイム
11:30	ちよつとタイム					
11:35	運動タイム / 自分タイム				作戦タイム	11:50
12:00	ほつとタイム			ほつとタイム		
1:10	あいタイム	選択(1)	自分タイム	フリータイム	選択(2)	自分タイム
	あそびタイム					
2:50	クリタ ーイ ンム	自分 タイム				
3:10	下校			下校		

## 資料 2

### (1) 学校からのメッセージとしての教育課程 (中学部生徒向けの資料より)

1つの学校が作られるときには、まず法律があってたくさんのお金とたくさんの人力と、そしてたくさんの方の願いや思いがあって出来上がります。私達の旭分校もそうやって出来上がりました。新しい校舎や設備は、お金と工事を担当する人たちの力によって出来上がりますがその設備を使って、その校舎の中でどんな勉強をし、どんな生活をするのかは、たまたま出会った私達教職員とあなた達生徒の知恵と行動力によって決まると考えています。

次の文は、私達がどんな学校にしたいと考えているかというメッセージです。

国の法律(教育基本法)の中には、教育の目的がこのように書かれています。

#### 第1条

教育は、人格の完成を目指し、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神にみちた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。

それらを受けて私達は、旭分校の目標(こんな学校、こんな子ども達に育って欲しいという願い)を次のように考えました。

- 1 自己に気づき、自分を大切に、表現できる人
- 2 自ら楽しく学ぶ人
- 3 他を受け入れ、歩み寄り、思いやれる人

そして、目標を実現するために、あるいは近づくために形にしたのが時間割です。私達は限りある時間数の中でこんな科目や仕組みを考えました。

### (2) 時間割に関わること

#### \* あいタイム

基本的には担当と1対1で自分や周りのことについて、立ち止まってふりかえる時間です。今の自分やこれからの自分について問いかけ、言葉にしたり表現してみてください。

#### \* 自分タイム

私達の分校では、時間割の中にあるそれぞれの時間を「選ぶ」か「選ばない」かからはじまります。その選ばない選択のことを自分タイムと呼びます。私達教師は、みなさんの選択を尊重・支持します。自分タイムの内容は自分でやりたいことを見つけて過ごして下さい。この場合、何らかの形で担当、または教科担当に伝えて下さい。自分タイムは生徒だけで過ごしますが、申し出があれば、この時間を教師と一緒に過ごすこともあります。他の人の活動に影響がないようにして下さい。

#### \* フリータイム

教科や活動がまったく決められていない時間。すべては自分で決め、すごしてみてください。他の人(生徒・職員)を誘ってみてもいいと思います。危険がともなう活動の場合は教師がつきます。

#### \* あそびタイム

あそびの楽しさを体験する時間です。遊びながら色々な人たちと交流して下さい。職員も一緒に遊びます。

#### \* 選択タイム

週2回の選択タイムのうち、1回は生徒が希望を出し学習活動を設定します。自分の好きなこと、やってみたいことを選んで深めたり、楽しんだりして下さい。他の1回は教師が芸術や技術家庭の教科の学習を設定しま

す。今まで学習したことがないことを、幅広く学習してみてください。意外な発見があるかもしれません。2ヶ月位で学習内容を変えていきます。内容については掲示板に張り出しますのでよく見て選んでください。

### \*ふれあいタイム

教師・生徒が同じ活動をとおしてふれあう時間です。分校の活動の中で1番多い人数の活動です。レク、映画会、お茶タイム、だれかの話を聞く会、さんぽ、集団遊びなどが考えられます。アイデアをどんどん出して下さい。

### \*運動タイム

体を動かして、体力を保ったり、向上させたり、リラックスする時間。また、他の人とプレーする楽しさも味わってください。

### \*作戦タイム

次の週の過ごし方を考え、選んで、決める。そしてふりかえってみる時間です。1週間の枠が書かれた紙に〇〇タイムと記入し、控え室にはって下さい。担当が援助します。

### \*よりあいタイム

作戦タイムで立てた予定をもとに、1日の予定を調整したり、確認する時間です。また教師や生徒と顔を合わせ、健康観察をします。

### \*教科学習

どこから進めたいか、心配なところはどこか、教科担当の教師が相談にのってくれます。それぞれの進み具合によって、グループ分けをしています。できるところからはじめましょう。

以上が私達教職員のメッセージです。この時間割をやってみて、利用してみて意見を下さい。だから、これは私達の提案でもあります。

### (3) その他生活全体に関わるしくみ

#### \*ノーチャイム

りっぱなチャイムの機械があるのですが使えません。自分で考え、自分の責任で行動できる力をつけてほしいと思っています。

#### \*プレクラス

分校へ転入したら、まず、皆さんはプレクラスの期間になります。この期間は、約2週間を目安に設定されています。あなた達が、分校の様子を安心して分かっていく期間だと考えてください。当然一人では不安ですから、案内役としてプレクラス担当職員があなたをサポートします。もちろん色々な相談にも乗ってくれます、一緒に活動して下さい。この期間の後、分校について分かったあなたはプレクラス担当職員を離れ、担当職員と出会い、分校生活を送ることになります。

#### \*メッセージ

分校では学期末の成績表はありません。私達の学校では、それぞれの学期の終わりに職員がその学期の皆さんの変化を綴った皆さん宛の一枚のカードをお渡しします。そこにはあなた達がまだ気づいていなかったことや私達が印象に残った出来事・場面が文章と写真で表されています。また、家族でその学期の様子を振り返ることができるよう工夫しています。

#### \*チャレンジテスト

学期に1回テストがあります。5教科(社会、数学、英語、理科、国語)のテストを受けることができます。このチャレンジテストへの参加は自由です。チャレンジテストの時期が来たら、お知らせしますので、参加するかしないかの意志を、担当職員または教科担当職員に伝えて下さい。また、テストの内容

(テストの範囲や出題法)については教科担当職員と相談して決めて下さい。あなたが自分でテストを作ってもかまいません。通常の授業と並行して行います。都合で受け損なった人は担当職員または教科担当職員と相談して改めて受けることもできます。分校のチャレンジテストは受けなければならないというものではありません。気持ちに余裕ができ、やってみようかなという気になったら受けてみて下さい。

### \* 試験登校

原籍校に試しに登校してみることをいいます。教科の授業、修学旅行や遠足・運動会などの行事、クラブ活動への参加が考えられます。自分への挑戦、思い出作り、復籍への第一歩などが目標です。心が決まったら応援します。

### \* 進学・卒業

この学校は、心を元気にする場所です。心が元気になる、何かやってみたいことができたら色々挑戦してみてください。しかし、この学校では限界があることも承知しておいて下さい。

その一つが進学に関わることです。分校では受験に関する情報や授業は十分とは言えません。また、この学校では、この学校からの卒業はあなた達が不利になる可能性があり奨励していません。そのため卒業学年次の後半には原籍校に復帰することになります。心が元気になったところで自分の将来を考えて今後取るべき道を考えてみて下さい。ご両親、担当職員、原籍校担任、医師みんなあなたの味方です。

### \* 集団

分校では、1対1の授業から集団の授業まで様々な場を体験できるように、それぞれの

授業を位置づけています。「そんなもん大きな世話だ」というかもしれませんが、そうとばかりいつてられないのが社会です。

自分が苦手なところや得意なところを見つけて、ゆっくり慣れていって下さい。「私は個別の活動が嫌だ」「僕は集団が嫌だ」「同世代の人といたくない」「女の子が苦手」と色々な人がいることでしょう。担当職員始め職員が手を貸します。一緒に考え、慣れていってください。

### 基本的な位置づけ

#### 個別(1対1・1) 小集団(2～9人)

あいタイム	ふれあいタイム
自分タイム	各教科
選択タイム①②	選択タイム①②
クリーンタイム	運動タイム
ほっとタイム	ほっとタイム
フリータイム	フリータイム
あそびタイム	ほっとタイム

#### 集団(10人以上)

ふれあいタイム
よりあいタイム
集会・式
親子教師の集い
全校校外学習
総合芸術
フリータイム
あそびタイム

### \* 校則

特に設定してありませんが、他の人の尊厳や身体を傷つけることはやって欲しくないと思います。

#### 4 実践事例

“個の思いの実現を目指した卒業旅行”

(平成11年度・中学部)

##### (1) 実施までの経過

「あなたは本当は 何をしたいの？」

「あなたの思いの実現のために、私達はいつでも援助するよ」

選択タイムの希望を聞く時、運動タイムの内容を決める時、ふれあいタイムの計画作りの時、作戦タイムで自習の予定を立てる時、自分タイムをとった時、いつもいつもこのメッセージをおくってきた。

「バトミントンを思い切りやりたい。」

「お菓子作りをやりたいな。」

「みんなでソフトの試合をしたい。」

「授業を受けず、一人でいたい。」

少しずつ自分の思いを表現できるようになる子ども達。それを受け止め、援助し、実現させることの繰り返しで、思いを表現し、行動すれば実現できることを学んでゆく。もちろんそこには、「～をしない」という選択しも入っている。

「みんなで釣りに行きたいな。」

開校2年目に、初めて生徒からの提案で校外学習（釣り）を実施する。

「今度は泊まりがけでどこかに行こう。」

その年の10月、河口湖での宿泊学習実施。富士急ハイランドで遊んだり、湖で釣りをしたり、サイクリングをしたり、湖周マラソンをしたり・・・夜はみんなで食事、湖畔で花火・・・思ったことを実現した喜び。充実感。みんなでいった楽しさ。そして、その後・・・

「琵琶湖で釣りをしたいなあ。」

「ラルクのでっちゃんの家を見に行きたいな。」

「ねえ、修学旅行にオレ達も行きたいよ。」

行こうよ。」

子ども達に押され、分校初の修学旅行の計画

に突入。実際の手続き上では「見学旅行」という形での実施になったので、隣接県（近県）の制約があり、琵琶湖はだめになったが、「じゃあ霞ヶ浦だ。潮来の釣具屋に行きたい！」とたくましい。こんな形で、それぞれがどこに行つて何をしたいのか、自分の思いを実現させる旅行作りが始まった。

##### (2) 実施するにあたっての基本的な考え方 ＜当時の資料より抜粋＞

————— 分校に来ている生徒達は、それほど長くない生育歴の中で、自己否定、挫折を繰り返し、人に対して不信感を抱いてきている。そのために自分に対しても自信がもてず、自分の思いと向き合うことを避けてしまったり、人に伝えようとしなかったり、自分で決めることができなかつたり、他人の思いを自分の思いと置き換えてしまったり、あるいは逆に自分の思いばかりを一方向的に相手に押しつけて他を受け入れるゆとりがなかつたりする場合が多い。

そういう生徒達の実態から考え、分校の指導目標の中で特に大切にしていることに「自分の思いに気づき、それを表現する」「自らが選択・決定し、行動する」「自分と向かい合う」「他との調整」等がある。そしてこれらは、教育課程上においては「自分タイム」「フリータイム」「作戦タイム」「選択タイム」「あいタイム」「ふれあいタイム」において具現化し、日々の教育活動の中心の柱となっている。

中3の生徒は、分校で過ごしてきたその期間、これらをどのように受け入れ、どれくらい自分自身の力としてきたのだろうか。

自分タイムをうまく活用しながら進んで勉強に向かうようになり、自分自身のことを言葉に出して相手に伝えようとするようになり、他の人と意見を調整しながらふれあいタイムを過ごすようになり、校外学習がしたいと希望出して自分たちで企画するまでに成長

してきている。

これらの力が、今後社会の中で生きていく力として育っているだろうか。

このようなことから、今までの教育課程の集大成としてこの行事を捉え、その準備過程や実際の社会の状況（郊外のフィールド）の中でこれまで培ってきた力を発揮する機会として位置づけたいと考える。そして、自分が望む一つのことを成し遂げることで、これまでの自分に区切りをつけ、新たなる旅立ちにはずみをつけて送り出していきたい。

“名称 卒業旅行”

（自分の中の何かを卒業できるように、という意味を込めて）

### (3) 事前学習

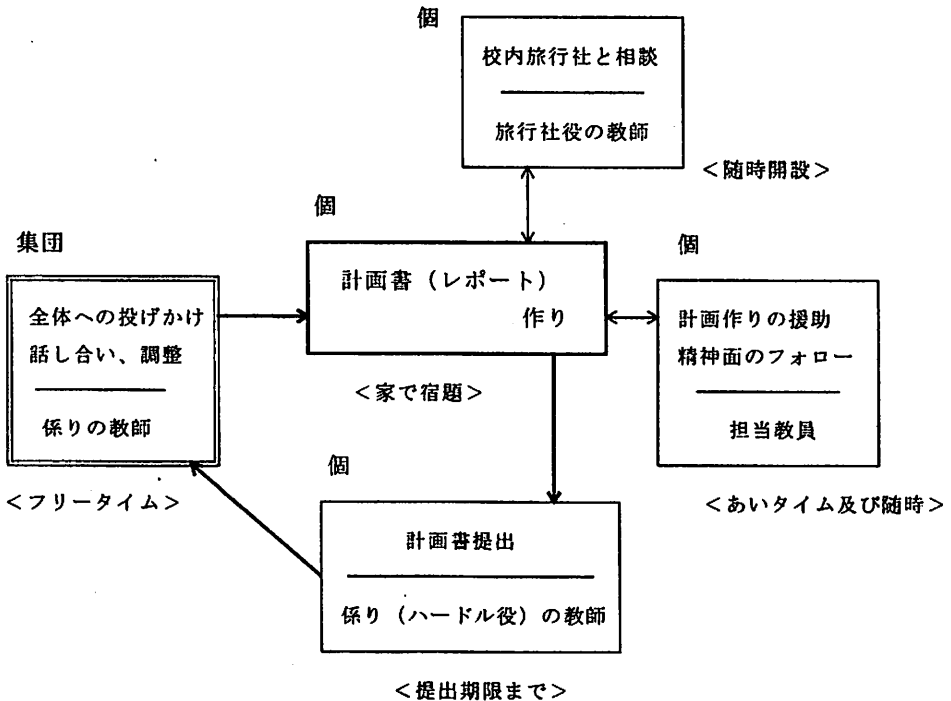
6月から10月まで5ヶ月の長期の取り組みの中で次のような活動を行った。

(資料3参照)

### 生徒の取り組み

- ・計画作りは一人一人、全て自分で。（目的地や活動内容を決め、具体的な日程表を作る。時刻表の活用。校内「旅行社」の活用。不安なこと等は担当と相談しながら。資金計画も自分で。）
- ・行くか行かないかも個人の思いで決める。「行かない」選択あり。（自分の思いに気づく。選択、決定。）
- ・「行く」ことを選択した場合は、設けられたいくつかのハードルをクリアしていく。（自分の思いを確認したり、強めたり。それに伴う責任も引き受ける。）
- ・それぞれの計画を互いに知り合い、調整しながら計画作りを進める。
- ・できうる限りの準備を、生徒自身の手で行う。（食事の手配、減免申請の手続き、切符の手配とそれを旅行社までとりに行く、等）

### 資料 3



## 教師の援助

- ・自分の思いを文字化させたり、それを宿題として持ち帰らせることにより、自分の思いと向かい合わせる。
- ・時刻表の見方や手続きの仕方など、計画を進める上で必要な具体的指導をする。
- ・相談役として、校内「旅行社」を開設する。
- ・チームでの指導として、教師側の役割分担をする。(ハードル役、旅行社役、個々の生徒の援助役)
- ・個のぬらいを、全体で確認しながら進める。
- ・担当が個々の生徒に寄り添い、必要な援助や精神面でのフォローをする。

・・・・・・・・

不安をいっぱいかかえ、行きたいのにでもどうしようと悩む子ども達。「オレ、やっぱりやめるわ」と言われ、それが本心ではないと分かったとき、どのように援助すればよいのかと悩んだ。「行く」か「行かない」かを決めるのは、時間割の中で毎日「授業を受けるか」「自分タイムをとるか」の決断の延長上。でも、日頃自分の思いをしっかりと見つめることができているだろうか。その力がちゃんと育っているだろうか。

「行きたいけど、でも……。どこに行ったらいいか分からない……。」

知識不足でどこに行ったらいいか分からないということのないように情報を与えつつ、それでも計画が進まない。日頃、フリータイムでは自分で自分のやりたいことを考えて行動することができているだろうか。作戦タイムでは自分の思いを計画としてあらわす力が育っているだろうか。

担当教師が言葉にならないような思いまで汲み取って、一人一人の援助をする。でも、普段から関係がきちんととれていないと、その援助はむずかしい。計画作りが行き詰まった時、自分はどこまで子どもを理解できているのかとつきつけられる。あいタイムは、心の通い合うものになっていたか？

「こんな子どもに育って欲しい」との願いを込めて作った教育課程が、本当にその力を子ども達に与えているのか、試される実践であった。

## (4) 結果と考察

ひとり1冊ずつ与えた時刻表が、フル活躍。表紙が破けるまで活用してくれて、図書館に返すときに困ったほどだった。恐怖心のために何年も電車に乗れなかった子が、この旅行のために夏休みに電車に乗る練習をしたり、夜中までひとりで計画書に向かっていた等の親からの報告もあった。

前日の晩、不安や緊張のあまり眠れなかった子や、うれしさのあまり眠れなかった子もいたようだが、とにかく行く予定になっていた全員の顔を朝の甲府駅ホームに見つけた時、この取り組みの8割はもう成功だと感じた。

(「いざ」となると身体が動かなくなったり、具合が悪くなったりする彼らだったのに。)

宿泊場所(東京)と行き帰りの電車だけは全員一緒。宿舎を基点として、8人の生徒が個々の思いをかなえるためにあちこちへ行った。個別行動から最高7人までのグループで、多様な活動や目的地となった。(主なものとすれば八景島やズーラシア、セサミプレイス等の遊園地系、原宿や渋谷・新宿・秋葉原・横浜中華街等の散策、茨城の釣具屋や水郷系での釣り、武道館や科学館の見学、温泉等があった)

1日目の夜に3人も熱を出したり、見学先が平日にもかかわらずひどく混んでいて予定のバスに乗れない等のハプニングもあったが、この3日間一人一人にいっぱいドラマがあった。「友達と遊んだ遊園地」「一度行ってみたかった原宿についてゆけたゾ」「東京の温泉もなかなかいいねえ」「念願の潮来まで行ったのに、村田さんにほんのちょっとしか会えなくて悲しいよー」「電気大好き少年

はついに秋葉原へ」夜中まで男女一緒にウノ大会。教頭先生に怒られる。」等、等、等。それぞれが自分の意志で書いた脚本を、しっかりと主人公になって演じきった満足感を持って終了させることができた。

．．．．．

生徒からでた「思い」が出発点であり、それこそがこれまでの日常の教育活動の成果として現れたものだった、と捉えている。だからこそ、教師主導の行事とは全く違うものとして位置づけたかった。「旅行に行く」という結果そのものよりも、「思い」を自分の中で何度も確かめ、表現し、実現させるまでの課程を何よりも大事にしたかった。

また、「行きたい」という生徒側の強い思いがあったことと、これまでつけてきた力を今後の社会生活で発揮できるものへと熟成させたい教師側の思いにより、あえてハードルという負荷をかけて、厳しく子どもに迫ってみた。しかしこのハードル自体が甘くなってしまい、旅行に行くことそのものよりも行くか行かないかを自分で決めることの方が大切だったはずなのに、それがあいまいになってしまったことが反省として残る。

このように不十分な点はあったが、子どもの側からすれば常に自分の気持ちを問われたことで「自分で選び、自分で決め、自分で行動してほしい」というこちらのメッセージはかなり伝わったと思う。「気持ちを大事にすること」「自分を大事にすること」とはどういうことかを考えることができたのではないだろうか。

この後、選択講座で「夢かなえませんか」という口座が子どもからでてきたり、「自分で決めるってこわいね」と言いながら進路決定していった子どもたちを見て、確かに自分の中の何かを「卒業」できていったのではないかと感じる。

## 事例Ⅰ いろいろなことに不安の強いA

### Aについて

Aは、様々な事や場所・現象に対する不安やこだわりが非常に強い中学3年生の女子である。中1の家族旅行時、見学先のビルのエレベーターの中でパニックになり、叫び声をあげた上失神状態になった。その後思春期外来受診を経て中2の4月より本校へ転入となった。Aは上記のパニック以来閉所や集団に対する恐怖、喉の渇き、消えゆくものへの不安等様々な不安で生活はがんじがらめであった。祖父母、父母、A、妹、弟の7人はAの症状も含め、ストレスの高い家族であり喧嘩も絶えないようだった。Aは「自分の苦しさを誰もわかってくれない。」と訴える事が多かった。

### 事前学習の様子

「自分の課題を解決したい」と1学期から不安に向かい合う経験(小集団授業への参加、病院バス・路線バス・電車、宿泊学習へのチャレンジ)を積んだAは、卒業旅行に対して不安は大きかったが、同時に期待や意欲も強かった。この頃校内の友人との関係がこじれ、3:1と孤立した状態で苦しい学校生活であったが、旅行の工程表づくりや不安に対する対処法を考える等自主的に取り組んでいた。

### 日々募る不安

旅行が近づくにつれ、具体的な場面を考えると不安で旅行そのものが不可能かもしれないとAの心配は高まった。また、友達との仲はこじれたままで、Aにとっては友達との楽しい思い出づくりも期待できず、旅行に対する動機付けも弱くなってしまった。担当は、1学期からAが自分の課題に向かい合い挑戦してきた勇気と、課題が解決されてきたという変化を自分で認めるよう援助を行いながら、Aの不安で揺れ動く気持ちを常に受け止



め、「Aが出した結果を支持するよ。」という姿勢でいた。旅行を支える要因となる友達とも関わりについては、副担当に、適度な距離を持った常識的な関わりについてのやや厳しい助言を依頼した。またAが日頃信頼している養護教諭には、積極的に誘ってAをゆらして欲しいと依頼した。役割を分担した様々な働きかけの結果、Aが前日出した結論は日帰り卒業旅行だった。

### 旅行当日・その後

旅行当日不安解消のための道具（雑誌15冊、カメラ2台、携帯テープレコーダー、テープ数本、ペットボトル2本）の総量15キログラムは、Aの不安の強さを改めて感じさせるものだった。現地では、不安解消のための方法を駆使しながら自分の計画通りに過ごすことができた。帰路特急の中で見せたAの笑顔は、安堵感と成就感に満ちたものだった。

「自分のことを褒めてあげたいね!」とは旅行後のAの言葉である。その後Aは「動き出さないと何も始まらない。」と原籍校への試験登校、志望校の学校説明会など自分の夢を叶えるために歩き始めた。旅行に対するAの思いを家族が支えてくれたこと、成功を喜んでくれたこともAが新たな課題に向かい合う力となった。家族の支えの実感。自信の回復。自分自身への信頼感。自己実現のための挑戦等、卒業旅行をきっかけにAが得た力は、その後Aの可能性を更に広げるための力となった。「カラオケボックスに入れるようになったよ!」と高校入学5ヶ月後の近況報告が、先日Aから届いたところである。

### 事例Ⅱ 「決めること」や自己表現の苦手なB

#### Bについて

非常に無口で、言葉で表現することへの苦

手意識と緊張がかなり強い生徒である。質問等に答えることはできるが、迷いがあったり質問の趣旨が分からなかったり複雑な質問の場合は黙ってしまうことが多かった。特に感情表現と拒否の表現が少なかった。また、他者への呼びかけや一人称を使った表現もほとんど見られなかった。そのため、真意や気持ちが周りに伝わりにくく、不安・不快感・拒絶等の表現や意思表示ができないことから、体にストレスが出てくるのではと疑われる場面もあった。

理解力は高く集中力もある。きまじめな性格であり、黙々とねばり強く活動に取り組み、自分が得意な分野については、進んで手を貸し、労を惜しまず人に助力する。人と関わろうとする気持ち、友人と活動を共にしたいという気持ちはある。その一方で自分を主張することは少なく、他に助力を求める事が苦手である。また、状況に応じて柔軟に対応したり、自由な発想や枠にとらわれない動きをするのが難しい。何事にも決断に時間がかかる。特に新しい事に向かう時は、完全にできる見込みを固めてからでないとう動かない。そのため、取りかかるまで時間がかかり、決断に迷って動けないように見えることも多い。自分の内にある感情や意志や望みを意識化し伝えること、自分で決定し行動すること、欠点も含み込んだ自分のよさを把握することが課題であると考えられた。

#### 事前学習の様子

二択三択の選択肢の中から選ぶときにもなかなか決断できず、1行の文を書くのにも1時間近くかかるBにとっては、事前学習のたび出されるアンケートに答え、計画書を作っていくこと自体が、重い課題だった。時間をかけ、時には家に持ち帰って考えてきた。苦しんだ分、一つ階段をクリアするごとに、Bの中にやり遂げたという気持ちが生まれ、自信につながっていくように見えた。また、友

人から行動を共にする誘いを受け活動内容の調整をしていく中で、自分からも関われるようになるなど、対人関係の持ち方が広がってきた。人に情報を求めたりやり方を聞かなければ前に進めない時など、なかなか動き出せず、期限ぎりぎりまで悩んだり迷っていることが多かったが、最後には自分から働きかけて進むことができた。卒業旅行への気持ちは、1学期の「みんなが行くなら行ってみようかな」から、2学期に入り、「どちらでもではなく行きたい」に変わっていた。

#### 事前学習でどのように援助していったか

Bが自分の思いを探り、見つけ、確認していくことを意図して、自分一人であってもやってみよう活動はないか、友人と共に行動したいか否か、卒業旅行に対する気持ちはどうなのかなど、問いかけ続けた。示唆は避け、本人の決断を待った。時には1時間以上沈黙して考え続けるBの傍らで、資料を見ながら待つこともあった。「決めるのはあなたで、わたしはあなたの決めたことを支持する。助けて欲しければわたしはここにいる。」ということだけは、常に伝えた。Bから出された希望や思いは、そのままに受け止めて支持した。Bが動き出すのを待って、資料や援助の求め方や、友人との行動の調整のしかたについて助言した。

#### 当日の様子

遊園地で友達と、ジェットコースターに乗りまくり、二日目は潮来で、カタログで研究しつくして決めた釣り具（ロッド）を買い、電気・機械が大好きな彼にとっては念願の場所であった秋葉原をゆっくり見て回るなど、自分の立てた計画を全て実現させた。

旅行先から毎日送ってきたメールは、感情表現の多い語りかけるような文体で書かれており、Bの生き生きとした気持ちが伝わってくるものだった。7～8行というBにとっては異

例の長さの文章で、一時間近くかかって旅先で打ち込んでいたという。満足感・充実感など多くを感じ、伝えたいという思いが、Bの中から吹き上げてくるような3日間であったのだろう。

#### 旅行で得たもの、つけた力

事前の取り組みの中で、自分が何をしたいのかを探り、意識し、表現する活動を繰り返し待つことで、自分の思いを意識し伝える力がついてきた。3年の終わりに、活動を振り返る中で「何もないところから卒業旅行を自分で計画し作り上げたのは、とても大変だった。」と、Bは語っている。それだけにやり遂げたという気持ちが強かったという。自分で決め、行動していく自信がついたと思われる。旅行の行程を共にした友人との親密度もまし、親しい人間関係の中ではごく自然に会話したり、笑ったりする場面がみられるようになった。また、それまで、何かをねだることがほとんどなかったBが、旅行で使う釣り具を買うお金が欲しいとお母さんに交渉し、一月余り粘って手に入れるという出来事もあった。家庭内でも寡黙で欲求を伝えることの少なかった彼が、旅行に対する思いの高まりの中で、自己主張する場面が出てきたように思われる。卒業旅行とそれに関わる一連の取り組みをとおして、旅に関わる自分の思いを明確にし、実現の喜びを味わった。その中で周りとの交流を深め、自信をつけ、より自然に自分を伝えることができるようになったと考えられる。

#### その後

卒業旅行から帰ってきたBに旅行について聞くと、いつになくさまざまな出来事や感想を語ってくれ、旅行に行ったこと経験したことが彼にとってどんなに大きなことだったかを、聞く方は実感した。二学期三学期と、経過する中で、Bが自分の考えや思いを話す場



## 5 まとめ

学校生活全体に自立活動の配慮や要素を取り入れながら、「生きる力」を育てていく試みについて述べてきた。これまでの3年間をまとめると、私達は子どもにとって学校がこんな場所でありたいと願ってきたように思う。

### 第1段階

安心していられる所  
自分が認められる所  
楽しい所

影の声

ゆっくりスタートだよ  
来るだけですごいと思  
おう

### 第2段階

本当の自分と出会う所  
人や学ぶ事と出会う所

影の声

あなたはどうしたいの  
先取りしない、待て

### 第3段階

表現できる所  
他と想いを共有し、実現できる所

影の声

子どもにやらせ過ぎない  
いいじゃん、応援するよ

子どもの変化の道筋がこのようになってきた、と言ってもよいかもしれない。また、これらは教育課程編成上の基本方針とぴったり一致した。

卒業旅行の実現は、第1第2第3段階の延長上にあった。言ってみれば、第1段階がたっぷり保障されなければ次のステージに自ら進むことは難しかっただろう。ましてや卒業旅行はない。長く在籍する子どもが多かったこともあるが、よくここまで来たなあと思う。おまけかなとも思う。それほど子ども達の生育歴、現状と出会ったときのとまどいは大き

かった。子ども達の多くは乳幼児の発達課題をクリアしていない。母子関係の中でスタートする無条件の愛され感や自他に対する信頼など、環境に関わる心の基盤というべき部分からの育ち直しの必要がある子ども達であった。

なぜ私達はこの旅行で「個」にこだわったのか自問してみる。集団生活をいきなり導入していく事は不可能であった。無理をすれば、事例のAは行けなかったのではないかと。Bは自らの思いで「行きたい」と言えただろうか。自分を信じる気持ち（自信）、人を信じる気持ち、自分の安定感がなければなかなか人の中で生きてはゆけない。個が出発点となり、「自分の気持ちに気づくこと」が「相手の気持ちに気づくこと」であり、「自分を大事にすること」が「相手を大事にすること」につながる。ありのままの自分を表現しながら他者と向き合うことや「個」を育てることが、真の集団適応につながる、そんな風に考えてきたように思う。事実、卒業旅行は、その後の全員（全生徒、全職員）で取り組んだ演劇発表につながっていった。

また、自己と向き合い、自己選択、自己決定を迫ることはかなり高い要求なのかもしれないなとも思う。しかし、安心していられる場所があり、そのままの自分を認めてくれて思いを共感してくれる人が隣にいると感じられる時、この要求は乗り越えられる可能性がある。子どもの力をそう信じたい。そのために居場所を作ること、思いに寄り添うこと、共感すること、人や知識や物など多様な事との出会いを用意すること、子どもを受け入れることや機が熟したとき後押しすること・・・それが私達の役割なのだろう。

最後に、かつて分校に在籍していた子どもの親から届いた手紙を紹介したい。分校の教育がどのような形で生きているのか、その一端がうかがわれる嬉しい手紙である。

拝啓

先生方のご活躍の新聞を拝見しました。懐かしく、またそちらにお世話になった頃の事を、いろいろと思い出しました。不登校始めた小学校4年生の時から私以外の人とはほとんど口をきかなくなった子がそちらのお世話になり、だんだんと明るさを取り戻していき、卒業する頃には、皆の前で堂々と楽器を演奏した時には、私もCのあんな姿を見たのは初めてであり、本当に感動しました。今年も、演劇発表があったとか。え！ほんと！とびっくりしましたが子ども達なりに一生懸命に演じ、子ども達をよく知っている親や先生方にしかわからないすばらしい感動があったのだと思います。

Cもおかげさまで無事に高校〇年生が終わりました。定時制ですから4年間ですばいわけですが3年間で卒業するんだとがんばっております。単位もすっきり取り、休むこともほとんどなくのんびりペースで自分流にしています。……略……友達はまだできないようですが、ずいぶん大人になりました。自分の考えも言い通せるようになり私の方が慰められたり、励まされたりしています。やっと同級生の子に追いついて、自分の力で踏み出すことができること、それだけで今は十分だと思っています。6年間普通の学校生活をしていなかった子が学校へ自分で行きだしたのですから、何の強制もすることなくその日が来ることを信じて、待つて待つて本当によかったと思います。

Cが旭分校にお世話になり私に言った言葉は「自由ほど大変なことはないよね」という

ことです。若い子がよく、「自由になりたい、自由にしたい」と言いますが、自由の中にどれだけ責任があり、さみしさがあ、つらさがあるか、Cは自由にしてきた5年間、またそちらでお世話になった1年間で感じたのではないのでしょうか。新聞に書かれてありましたが「やらない」選択、「やれない、話したくない、話しかけられたくない」ということを自分タイムで自由にさせていただけたからこそ、感じたのではないのでしょうか。高校でも、遅刻しても、授業中寝ていても、テストの点が悪くても何も言われなそうです。校則もありません。しかし単位を取れなければ留年しますし、点が取れなければ追試もあります。やめていく子もかなりいるようです。そういう自由の中で自分をどうコントロールしていくか自分にかかっています。……略……いい経験をしているなどと思います。旭分校から〇〇〇高校に進学できたことは無理がなくとてもよい選択をしたと、ご協力ご指導して下さった方々に本当に感謝しています。

これから先どうなっていくかわかりませんが、不安もありますがCの人生です。Cが自分なりに感じて考え、自分で決めていくでしょう。親は字のごとく木の上に立ってみていればいいのだと思います。

先生方のご健勝をお祈りすると共に、旭分校が様々な事情で学校へ行かれなくなった子ども達のオアシスとなり、社会へ羽ばたくための教育機関となります様、願っております。

敬具

TAIHO 大鵬薬品



タウリン2000mg配合

愛情一本。

滋養強壮・肉疲労時の栄養補給に

**チオビタ**  
**ドリンク2000**

勝ちに、いけ。



甘~いダイエット  
エリスリトール甘味料

**エリスマート**

〈食物繊維配合〉

**エリスイート**

〈ビュア・エリスリトール〉

カロリーは砂糖の **1/2**



甘味度は砂糖の **2倍**

ノンカロリー



甘味度は砂糖の **80%**

エネルギー制限を必要とする方の調味料(甘味料)として適しております。

●肥満症の方 ●糖尿病の方 ●エネルギー摂取を制限したい方



〔資料請求先〕  
**日研化学株式会社**

〒130-0085 東京都中央区築地5-4-14  
電話 03(3544)8858

# 学習障害児への支援の工夫

～ 新設情緒障害学級の取組から ～

## 1 はじめに

当学級は、平成12年4月に新設された情緒障害学級である。校舎改築の準備がなされる中、何もない教室の環境を整えることからスタートした。男子3名が在籍し、その中に近年クローズアップされてきたLD（学習障害）やADHD（注意欠陥・多動障害）の障害をもつ子供がいる。ここでは、一人の学習障害児が保健室登校から教室登校ができるようになり、交流学級の授業に参加できるようになってきた現在までの過程を報告する。

## 2 A男について

平成11年秋頃より情緒が不安定になり登校しぶりが始まる。さらに、通常学級での授業参加ができなくなって、平成12年3月まで保健室登校をしていた。その間、養護教諭と級外の先生たちが協力体制を作ってA男に対応してきた。母親も不足の事態に備え、携帯電話を持ち緊急連絡に応じられるようにしていた。また、母親は我が子の障害を受け入れることなど様々な問題を抱え、孤軍奮闘していた。

平成11年秋に新潟県はまぐみ小児療育センターにて、LD（学習障害）ADHD（注意欠陥・多動障害）と診断される。平成12年4月よりリタリンを服用している。

- ・WISC-R知能検査はVIQ>PIQで言語性が優位。その差が33と目立っている。
- ・文字は読め、本に親しんでおり、知識は豊富な様子。
- ・話をしても話題は移りがちで描画はとても苦手。
- ・書字障害や視知覚障害があるかもしれない。
- ・場の雰囲気にとっても敏感。

平成12年4月：はまぐみ小児療育センターからの手紙より

A男は、二次的障害から自信を失い、学習活動が十分にできない状態になっていた。そこで、情緒学級が新設されることをきっかけに、保健室登校から安心して教室登校ができるような環境作りが必要とされた。

## 3 目標

4月6日始業式後、母親との面談で昨年からのA男の様子を聞く。母親の願いを受け入れながらA男の目標を次のように設定した。

- ・ 学校に元気に登校できるようになること。
- ・ 当学級を心のより所として、交流学級の授業に参加できるようになること。

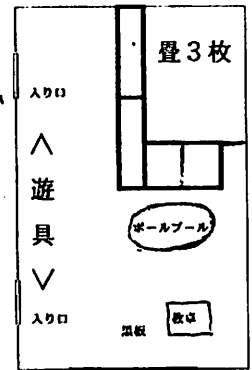
## 4 教室作りの工夫

### (1) 畳コーナーの設置

A男は「よく保健室の机の下や、教室の暖房器具のある隅にいた。」という話から、回りの刺激から遮断され、少しでも落ち着ける場所を作ることにした。A男が立って活動しても他の子供に姿が見えない高さのスチール製のロッカーを2個、廊下側の入り口に面して配置。同じ高さのロッカーを1個、教卓側に配置。その横に90cmの高さの整理箱を置いて、教卓から刺激を与えないようにA男の観察ができるようにした。

さらに、この教室が気に入ってもらえるように、ボールプールや三輪車、大型積み木、トンネルなどの遊具をことばの教室から借りた。

A男は自分の教室と自覚して、一応、始業式の日から教室登校をするようになった。



### (2) ボールプールの効果

A男はボールプールで遊ぶことが好きだった。「隠れ身の術。」と言ってはボールの中に全身を隠す遊びをとにかく楽しみ、ボールプールの中で、顔だけのぞかせて大好きな雑誌を読むことも多かった。しかし、大好きなことをしていても、廊下側から子供たちの話し声が聞こえてくると、A男はボールの中に全身を隠した。このボールプールが安定の場所にもなっていることが分かった。

### (3) ダンボール箱の活用

さらに、A男にとっての安定の場になったり、パニック時の対応の場になったりできるようにとテレビの入っていたダンボール箱を渡す。すぐにA男はダンボール箱を畳コーナーに運び、人が容易に箱の中に入ってこられないように、自分の姿が見られないようにと出入り口をロッカー側に設置した。今も朝登校すると、家から学校への切り替えをするかのように、心が安定するまで、ダンボール箱に入っては薄暗い中で大好きな雑誌や図鑑を見ている。

### (4) ベーブレード研究所（秘密基地）の活用

2学期になると、大型ダンボール箱と大型積み木で作ったベーブレード研究所（A男が命名）が安定の場所として追加された。この秘密基地が完成したばかりの頃は、ダンボール箱と大型積み木が少しでもずれた位置にあると「誰かが壊した。」と大騒ぎになってパニックになることもしばしばだった。隙間が開いたり、ダンボール箱が歪んでくると「ここが開いているから不安なんだ。まだ見える。」「ゆらゆらゆれている。」と秘密基地の有り様を通して、自分の不安定な状態を訴えていた。そして、自分の気に入った形にセッティングできるまで、気のすむまで作り直しをし、誰もその中に入れようとしなかった。

11月のある昼休みに大勢の子供たちが教室に遊びに来た。A男は、秘密基地の中で本を読みながらダンボール箱の外側で遊んでいた子供たちのことを気に掛けていた。ときどき秘密基地から出てきては、びよんびよん飛び跳ねうれしくて仕方がない様子だった。昼休みが終わり誰もいなくなった教室で、自分から「こういう日が、ときどきあってもいいねえ。」と言ってきた。特



別A男が誰かとかかわって遊んだわけではないが、秘密基地が安定の場の核の働きをしたため、少しずつ他の子供たちを受け入れられるようになってきたのであろう。

その後、虫探しを通して仲良くなった子が秘密基地をのぞいても受け入れられるようになる。基地が崩れていても修復の時間が以前より短くなる。基地の面積がプレイマット6枚分から2枚分に減ってきたなどよい方向にむいてきている。このことから、自分だけの世界から一步外の世界へA男の心が広がってきていると感じた。一方で、畳コーナーのダンボール箱は依然として人からの干渉をさけるような位置にあるため、完全に心を開いているのではなくA男の心の中で葛藤が繰り返されているように感じた。

今後も何度か『崩れる』『修復する』の行為を繰り返すであろうが、ダンボール箱や秘密基地はA男と外の世界との関係（有り様）を代弁しているようなので注意深く観察していきたい。

## 5 衝動的な行動への対応

ADHDの子供は『内的もしくは外的な刺激に対して、反応を抑えることができず、即座に衝動的に反応してしまう』衝動的な行動がたびたびみられる。

情緒不安定だった4月、A男も同様に①自分の意に添わないと思ったとき、②自分にとって困難な出来事に出会ったとき、③少しずつ積み重なったマイナスの感情が突然爆発してパニックになったとき、④原因はよく分からないが突然パニックになったときは、自己コントロールができず衝動的な行動（教室から飛び出す。校舎外へ出る。物を投げる。二階の窓から飛び降りようとする。物をたたく、蹴る。はさみで切る。等）をとってしまうことが多かった。

そこで、衝動的な行動が起きたときには、繰り返し下記のように対応してきた。

- (1) 自分の衝動的な行動を制御できないときは、A男が安心できる畳コーナーへ行くように指示し“タイムアウト”させる。
- (2) パニックがおさまるまで、刺激を与えないようにする。（あの手この手を考えて話し掛けるとかえって泣き叫び、衝動的な行動を増すことがあったため。）
- (3) 気持ちが落ち着いてくるまで、A男からの一方的な話し掛けに応じない。
- (4) パニックがおさまってきたころ合いを見計り、チャイム、別の場所への移動、着替え、給食などをきっかけにして声を掛け、気持ちの切り替えを図る。
- (5) 平静な自分を取り戻してきたときに、原因となった行動を振り返り、『また同じようなことが、おきないようにするにはどうしたらよいか』を一緒に考え自覚させる。
- (6) 衝動的な行動の改善や自己規制などが見られたときは、その場ですぐほめ自信をつける。

2学期になると、困ったり、長時間に対応できなくなったりしときには、A男から畳コーナーや教室に戻って休んでいいかどうか教師に聞いてくるようになった。自己コントロールが少しずつできるようになって、4月当初のような衝動的な行動も少なくなった。また、パニックで不安定になっても、畳コーナーのダンボール箱の中で自分の気持ちを落ち着かせる時間が短くなってきた。

## 6 学校生活のリズムの確立

昨年は、情緒が不安定だったために保健室登校をすることが精一杯だったようだ。そのため、学校生活のリズムが崩れ、全校朝会などの集会活動に参加することも困難になっていた。情緒学級ができてから、なんとか教室登校ができるようになったので、次に、学校生活の確立をめざした。毎日、登校後は母親と情報交換をしっかりとし、衝動的な行動に対応できるように必ず担任がついた。そして、A男の家庭から学校への切り替えができるように30分間の朝読書を習慣化した。

### A男の一日(4月)

- ・登校…母が送り教室で担任と引き継ぐ
- ・朝読書…畳コーナーのダンボール箱の中で好きな雑誌を読む
- ・1限…朝の会 → → →
- ・2限…簡単な課題学習
- ・3限…または本人が希望した自由学習
- ・4限…
- ・給食…担任と二人で食べる
- ・昼休み…図書室で本を読む
- ・清掃…教室の清掃
- ・5限…帰りの会

### 朝の会

- ① あいさつ
- ② 朝の歌
- ③ 健康観察
- ④ 今日の予定
- ⑤ 一言日記
- ⑥ かかり活動

### (1) 朝の会の取組

学校生活のスタートがスムーズにとれるようにと朝の会の成立をめざした。させられるのではなく、自分から一つ一つの行動に移るためにはかなりの時間を要した。

毎朝、不調を訴え帰りがだったので、①あいさつ②朝の歌の後の③健康観察は

自分の口から健康状態を報告させ、担任と保健室に行って検温をした。養教の先生から「これくらいの熱なら大丈夫。」と言われ、帰られないと分かるとしぶしぶ教室へ戻った。

#### ④ 今日の予定

予定が立てにくかったり急な事態に対応しにくかったりするため、交流学級の先生とその日の予定を調整して、『いつ、どこで、何をする』予定かA男と一緒に確認し板書した。

5月のある日の運動会練習は板書を見て自分から行動した。しかし、全校一斉に移動し始めたことで不安定になり、自分はどこへ集合したらよいか分からなくなってパニックになった。そこで、教室に戻り黒板の予定を見せてどこへ行くかを確認した。また、こういう事態になったときは、黒板の予定を見に教室へ戻るように話した。(それまで、全校一斉に移動するときは、他の児童がほぼ移動し終わって刺激が少なくなった状態になってから行動していた。)学年や全校の集会活動にともなう移動、整列の仕方を繰り返し練習した。今は、ほとんどの集会活動にひとりで移動し整列できるようになった。

また、思いついたら居場所も告げず、すぐに行動してしまうことがあったので、教室外へ行くときは、場所が記入されている「カード」を黒板の名札の下にはり、A男の所在を明らかにさせた。担任も教室以外の場所に行く場合、同様に「カード」を黒板にはり、どこに担任がいるか所在を明らかにするようにした。このことが定着するようになると、20分休みや昼休みにA男から安心して離れることができるようになった。今では、活動場所を変えるたびに教室へ戻って来て「カード」をはりなおすことが定着した。

#### ⑤ 一言日記

書字障害があることやそれまでの失敗体験の積み重ねにより、文字を書こうとしなかった。

ときには、名前すら書かないときもあった。書く力がないわけではなかったので何らかの形で書く活動を取り入れたいと考えた。画数の多い漢字は苦手意識があったため、全て平仮名、内容にはこだわらず何か一言でも書けたら『日記の木』にシールを1個はった。毎日1個ずつシールが増えることを楽しみにしなかったが、2学期に『日記の木』を見て「こんなになった(増えた)ねえ。」と自分が取り組んだ足跡に気付いた。

## ⑥ かかり活動

保健室に健康観察カードを届ける活動を通し、一つの仕事を責任をもって最後まで取り組む力を身につけたいと考えた。4月は、A男にとって一人で行動することも、かなりの負担感があった。そこで、はじめは検温をかねて担任と一緒に保健室へ行き、あいさつや基本的な入退室の仕方を学んだ。体調のよい日(安定している日)には担任が後からついて行き一人で保健室へ行く練習を積み重ねた。保健室へ一人で行けるようになってからは、職員室にいることばの教室の先生に連絡帳を届ける仕事も追加した。少しずつ一人で行動し行動範囲を広げていく中で、教師に対して、あいさつや簡単な会話のやりとりと対応ができるようになっていった。

## (2) 給食

偏食がありリタリンの服用のため小食。人のいる所では不安定になりがちということとA男の希望から、給食は交流学級ではなく教室で担任と二人で食べることにした。これまで何回か他の人と食事をする機会があったが、楽しく一緒に食べることができない。たかが食事と思いがちだが、A男にとって他の人との食事はエネルギーのいる活動であり、今後の課題になるだろう。

## (3) 清掃への取組

当校の清掃は1年生から6年生の縦割り班で行なっている。対人関係がうまくとれないA男には、教室以外の場所でしかも縦割りの班で清掃をすることが大きな負担だった。そこで、自分の班から離れ教室の清掃を手伝えるように変更してもらった。ところが、他の班の子供たちが清掃時間にやってきただけで不安定になりパニックになった。他の子供たちに近くの清掃場所に回ってもらった。担任は他の場所の清掃指導があったため、担任が昼休み中に履き掃除をしておき、A男だけで教室の乾拭きを10回するという清掃が始まった。きれいになったかどうかは問題ではなく清掃の時間に何らかの取組ができるということに目的をおいた。7月には一人で机運びをするようになった。2学期は、担任が教室の清掃指導もできるように変更してもらった。1学期とは違った班が教室担当になった。はじめ、班員には廊下やその他の清掃をしてもらい、雑巾洗いと反省会のみを教室の中でした。A男が次第に班員に慣れていったので、低学年の子から一人二人と人数を増やし、一緒に教室の雑巾がけをしてもらった。10月の授業参観日には、他の子と一緒に清掃をしている様子を母親に見てもらうことができた。今後は教室外の場所でも清掃ができるようになってくれればと考えている。

## 7 学習への支援と工夫

### (1) 個別の学習の取組

4月、他の子供たちの移動のざわつきに敏感に反応するため、授業開始は各クラスのざわつき

がおさまったところを見計り授業開始の声掛けをした。はじめは、簡単な課題学習やA男の希望する自由学習を組んだ。次第に教科書を使用して算数と国語にも取り組むようにした。10～15分間くらいで課題が終了する内容にした。A男の力で解ける問題を用意し、書く活動（板書や視写など）は極力少なくして、ことばで答えられる活動を多くした。文章を書くときは、罫線やマス目や短冊カードなどを利用した。6月下旬になると、自分の気持ちをめったに表現しないA男の口から「やれそう。」「かんたん。」などの言葉が出るようになってきた。少しずつ学習への自信がついてきた証拠ととらえた。現在はゆったりとしたペースならば、40分間くらい授業が成立するときもある。

## (2) 健康学級との合同生活単元学習

負担の少ない小集団の中で、人とのかかわり方や対人関係のあり方を身につけていけるように健康学級との合同生活単元学習の充実を図った。

### 主な学習内容

- ・バスや電車の利用の仕方
- ・野菜作り
- ・買物の仕方
- ・お金の使い方
- ・他校との交流
- ・様々な施設の利用と見学
- ・調理

など

活動名を変え、繰り返し同じ内容を学習していくことで、①計画をたてる、②あいさつをする、③許可を求める、④あやまる、⑤会話のやりとりをする、⑥自己紹介をする、⑦お礼を言う、⑧集団に参加する、⑨自分の立場を知る、⑩がまんする、⑪順番を待つ、⑫簡単なルールを知り守るなどのソーシャルスキルを学びトレーニングがなされると考えた。

学校でも事前指導を行うが、合同生活単元の学習内容を家庭へ知らせ、事前に家庭でも練習をしてもらった。家庭の協力で初めてのことへの不安感の軽減がなされた。A男は家庭での経験を生かして、学校では一人でできる経験を積み自信につなげていった。さらに、この経験を繰り返し積むことで様々な社会性が身についていくと期待している。そして、大きな集団の中でも対応でき、自立して生活できるようになってほしいと考える。そのために、健康学級と協力しながら様々な生活経験が積めるよう充実を図り、家庭との連携を深めていく。

## (3) 交流学級への授業参加

個別の学習の取組とともに交流学級の授業参加のあり方を検討した。身体を動かす活動は比較的取り組みやすいので、体育や音楽や校外学習の時間に参加できるように働きかけていった。

### <体育の授業に参加できるまで>

A男の中に交流学級の体育の授業に参加しようという気持ちがなかったのが、体育は交流学級の一員として参加するという意識を持たせたいと考えた。

- ① 体育の時間になったら体操着に着替えて教室で過ごし、終了の時間になったら着替える。
- ② 着替えを自分からするようになったら、たとえ教室で過ごすことにしても時間のはじめに交流学級の担任に「体育には参加せず教室で過ごします。」と自分の意志や気持ちを伝えられるようにし、黙って授業を休まないようにした。
- ③ 体操着に着替えた後、体育館やグラウンドの好きな場所で体育の授業を見学できるようにした。

- ④ 見学が主でも、整列とあいさつと準備運動に参加するようにした。
- ⑤ 少しずつ授業に参加できるようになっても、疲れたり不安定になった場合は、自分の気持ちを交流学級の担任に伝えて休めるようにした。
- ⑥ 授業に1時間参加できるようになると、途中から担任は抜け、一人でみんなと一緒に活動できたという意識を持たせ自信につなげていった。
- ⑦ 9月、好きなサッカーのときには、玄関まで見送ると一人で体育に参加した。
- ⑧ 次に、教室で「グラウンドまで一人で行くことができるか。」を確認をして送り出す。サッカーならば一人で参加できると自信をもてるようになった。

このように『参加する』という意識付けからはじまり、スモールステップで取り組んできたことで「一人でもできる。」という自信がつき、この頃は休み時間のうちに指示を出しておく、はじめから交流学級のみんなと一緒に体育の授業に参加できるようになってきた。

今は、体育と音楽の他に学習内容によって、社会や理科や総合的な学習にも参加できるようになってきている。学年全体の校外学習などのおりに、A男の意見や質問を取り上げてもらい、他の子供たちにもA男のよさを認めてもらう機会を得ていった。これも、交流学級や学年部の先生方からA男の様子を理解していただき、無理に活動を強いることなく、暖かく見守り配慮していただいているおかげである。

交流学級の授業には、主に担任の援助を受けながら授業を受けている。ときどき、健康学級の介助員やことばの教室の先生の協力を得て担任以外でも対応できる時間を増やしていつている段階である。今後は、安定を図りながら一人で参加できる時間をいかに増やしていくかが課題である。

## 8 おわりに

A男の指導にあたっては、教育文化センターの臨床心理士の小林先生や学校カウンセラーの与口先生から相談にのっていただきご指導をいただいた。また、母親が安心して学校にA男を託せるようにと、ほぼ月1回の面談を行い、情報交換や次の目標などを話し合っている。

4月当初に比べ、A男はずいぶん安定して活動に取り組めるようになり、活動場面も広がってきている。また、自信をもって活動ができるようにもなってきている。しかし、今でもちょっとした刺激に過敏に反応して、自己コントロールができないこともある。LDやADHDを併せもっている子供はその障害をもっているがために、わたしたちの目には見えない、見えにくい困難さを多くもっている。そのことをふまえ、本人の実態に合った個別の指導とともに、大勢の中での教育・育成場面の両方の指導を大切にして指導の充実を図っていきたい。

今後も『特別な教育的なニーズ』の必要な子供たちの特性を生かした指導内容や支援を工夫し、A男が4月に言った「楽しいクラス。」になるよう取り組んでいきたい。

(文責：柏崎市立柏崎小学校 室岡 徳)

# 日本育療学会会則

## 一. 名称

本学会は「日本育療学会」と称する。

## 二. 目的

本学会は、家族、教育、医療及び福祉等の関係者の一体的な対応によって、心身の健康に問題をもつ子供の望ましい人間形成を図るための研究を推進し、その成果を普及する。

## 三. 事業

本学会の目的を達成するために次の事業を行う。

### (一) 研究の推進

1. 学術研究及び実践的研究
2. 心身の健康に問題をもつ子供に関する家族、教育、医療及び福祉等の歴史に関する研究

### (二) 研究・研修会の開催

1. 研究会
2. 研修会
3. 海外研修会

### (三) 学会誌等の刊行

1. 学会誌
2. その他必要な資料

### (四) 情報・資料の収集・活用

### (五) 顕彰の実施

### (六) その他、本学会にとって必要な事項

## 四. 組織

### (一) 会員

1. 正会員は、本学会の趣旨に賛同し、年会費を納入した者
2. 賛助会員は、本学会の趣旨に賛同し、賛助会費を納入した個人又は団体

### (二) 役員等

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 理事 若干名
4. 監事 3名

### 5. 顧問 若干名

6. 役員及び顧問は理事会において決定し、総会に報告する。

7. 役員及び顧問の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

### (三) 理事会・委員会

#### 1. 理事会

会長、副会長、理事をもって構成し、本学会の重要事項を決定する。

#### 2. 委員会

- (1) 研究・研修委員会
- (2) 特別研究委員会
- (3) 編集委員会
- (4) 情報・資料委員会
- (5) 顕彰委員会

### (四) 事務局

1. 本学会に、事業を執行するための事務局を置く。

#### 2. 事務局の所在地

〒194 東京都町田市森野1-39-15

## 五. 会計

本学会の会計は年会費、賛助会費、寄付金及びその他の収入をもって当てる。

### (一) 会費

1. 正会員 年会費 3,000円
2. 賛助会員 賛助会費  
一口 10,000円

### (二) 会計年度

毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

## 六. その他

### (一) 事業開始日

本学会の事業は、平成6年5月29日から開始する。

## 編集後記

◆2月に発行する予定で準備を進めておりましたが、会の運営の都合で一ヶ月遅れてしまいました。お詫び申し上げます。

◆21号は特集として「被虐待児」の問題を取り上げました。第6回研究・研修会のテーマの一つでした。2つの教育講演の概要をまとめました。松井先生には“虐待とその周辺”と題して、虐待の実態調査から虐待問題全般を考える示唆を、予防や人間コミュニケーションの大切さを含めて講演内容に手を入れて頂きました。編集の都合とはいえ、図表やスライドの内容を言葉で分かりやすく説明するために大変ご苦勞をお掛けしました。お礼申し上げます。

◆影山先生には「子どもの保護と法律」と題して、子どもの“人権”から詳しくお話し頂きました。具体的な保護の在り方、親との関係、学校ですべきこととその責任など、法律に照らして分かりやすくまとめて頂きました。

◆「子どもの健やかな成長」を図るための活動が本学会の目的でもあるのですが、今回の吉武先生の記念講演は正にその内容でした。「分かりやすく、誰でもが考える普通のことなのに、聞いていて涙が出てきま

した。」という感想を参加者から頂きました。私たちが日頃考え、実際に子どもたちと接する時、こうでなければと思いながらつい見逃してしまう小さなことの積み重ねが、いかに大切かということを改めて感じると同時に、次の世代に残すべき習慣が沢山あったと身に滲みたことです。

◆また吉武先生には小見だしを付けて頂くなど、2度に亙って校正をお願いしました。誠に有り難うございました。

◆「個の思いや動きを核とした教育課程」という研究を寄稿して頂きました。不登校の子どもたちへのきめ細かい指導計画による実践の記録で、深澤・棚田両先生の努力暖かく伝わります。これからも是非こうした実践記録をお寄せ頂きたいと思います。

◆同じように「学習障害児への支援の工夫」という実践記録の寄稿がありました。数年前から学習障害児への対応が普通校で大変問題になっていると聞きます。情緒障害児教育という枠で対応するわけですが、学級編成や人的配置にもそれぞれ苦勞があり、とりわけ情緒障害学級の置かれていない学校での問題は深刻だと言われています。

### 『育療』編集委員

小林 信秋	佐藤 栄一	佐藤 隆
武田 鉄郎	中川 正次	中塚 博勝
松井 一郎	宮田 功郎	山本 昌邦

平成13年3月15日発行

編集発行者 日本育療学会

代表者 加藤安雄

編集代表者 宮田功郎

発行所 日本育療学会事務局

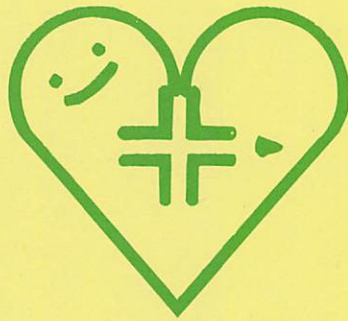
町田市森野1-39-15

☎042-722-2203

印刷所 福川印刷株式会社

東京都町田市忠生3-6-5

☎042-791-2411(代)



シンボルマークの意味

育…教育という意味で鉛筆

療…医療で聴診器と赤十字

あたたかい心でつつむという意味でハート

あかるく微笑む子どもの顔

「岸本ますみさんの作」

教育 医療 家族 福祉関係者でつくる **日本育療学会**